

「交付目論見書の作成に関する規則」及び
「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の
一部改正案等に対する意見募集の結果について

平成 26 年 7 月 3 日
一般社団法人 投資信託協会

(ご意見等の状況) 個人 7 者、法人 22 社、223 件

No	ご意見等	当協会の考え方
【交付目論見書の作成に関する規則】		
第 1 章第 1 条		
1	今般の目論見書、運用報告書についての協会規則の改定は、受益者に誤解なく、より読みやすくわかりやすい情報開示に資するためのもので理解しております。ついては、両規則の総則（目的）において、「もって投資者の理解を助け、その保護に資するため」と掲げてはいかがでしょうか。 (運用報告書等に関する規則に同じ)	ご意見を踏まえ、「もって投資者の理解を助け、その保護に資する」を加えた修正をいたします。
第 3 条 第 1 項 (2) 投資リスク		
④代表的な資産クラスとの騰落率の比較		
2	代表的な指数との最大変動幅の比較が表示され、価格変動リスクを視覚的に把握できる開示向上点として評価いたします。一方で、価格変動リスクの原因となるファンドのリスクの要因については、市場変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクなど、潜在するリスクの羅列に過ぎず、受益者が自主性にもとづいて投資判断をするには不十分です。リスク要素の羅列と一般的な説明ではなく、当該ファンドにおいてそれらのリスクがどのくらいの大きさでどのくらいの頻度発生しうるかの理解を助けるような説明が必要です。理想としては円グラフ、レーダーチャートなどで、どのリスクをどれくらい負担しているかが把握できるような情報を開示できればよいと考えます。	ご指摘のファンドのリスク要因の記載につきましては、当然文章の記載による説明も必要ですが、それに加えて、例えば、図表等で、どのリスクをどれくらい負担しているか把握できるような情報を開示することを妨げているものではありません。それらの開示につきまして、各社において、リスクの内容を踏まえた開示を創意工夫することはできるものと考えております。
3	投資リスクの参考情報はベンチマークがあれば 6 種類程度の代表的な資産クラスは不要です。	リスク表示をするに当たって、商品のリスクを投資家によりわかりやすく情報提供するという金融審議会 WG での報告を受け、それを具体化するために、代表的な 6 種類程度の資産クラスと比較するという趣旨のもと、特定有価証券等の内容等の開示に関する内閣府令及び本会の規則を改定することから、原案のとおりいたします。
4	全体として、投資リスクを数量的に示す努力が行われたことは前進だと思います。が一方	←項番「2」をご覧ください。

No	ご意見等	当協会の考え方
	<p>で、現状の「投資リスク」に関する文字による説明は、「価格変動リスク」「為替リスク」といった一般的な説明にとどまっているものが多いため、「当該ファンドの商品性に沿った具体的な説明を記載するように努める」という文言を加えていただきたいです。</p> <p>ロ以下の規定について:新規設定のアクティブファンドについては、ファンドの年間騰落率に代えてベンチマークの年間騰落率を掲載することは不要だと考えます(インデックスファンドは可)。投資家に誤解を与えるおそれがあるためです。また、記載がないことも重要な情報のひとつだと考えます。</p>	<p>←本規定は、インデックスファンドのみのベンチマークを指しております。</p> <p>ご指摘の点につきましては、規則中の④のハにおいて、「ベンチマークの年間騰落率のデータを用いることで投資家に誤解を生じさせる懸念があるためにベンチマークの年間騰落率を用いなかった場合には、その旨及びその理由を記載するものとする。」と規定しておりますことから、各社においてその使用有無も含め、適切に対応していただけるものと考えております。</p>
5	<p>投資リスクに関する文字による説明については、一般的な説明にとどめることをせず、当該ファンドに関する具体的な説明を行うよう努めることを要望します。</p> <p>「代表的な資産クラス」の騰落率を示すために用いる指数については協会で一定のガイドラインを示す必要があると考えます。</p> <p>ロ以下の規定に関して、アクティブ運用の場合は、投資家に誤解を与える虞れがあるため、「ファンドの年間騰落率に代えてベンチマークの年間騰落率を掲載すること」には賛成いたしかねます。</p>	<p>←項番「2」をご覧ください。</p> <p>←そもそも一定の指数を規則で明記することは、当該指数を推奨することと同義となるため、協会規則としては明記しかねます。あくまで、各社の皆様の自主性に委ねられるものと考えています。</p> <p>←本規定は、インデックスファンドのみのベンチマークを指しております。</p> <p>ご指摘の点につきましては、規則中の④のハにおいて、「ベンチマークの年間騰落率のデータを用いることで投資家に誤解を生じさせる懸念があるためにベンチマークの年間騰落率を用いなかった場合には、その旨及びその理由を記載するものとする。」と規定しておりますことから、各社においてその使用有無も含め、適切に対応していただけるものと考えております。</p>
6	<p>代表的な資産クラスとの騰落率の比較は不要。</p>	<p>リスク表示をするに当たって、商品のリスクを投資家によりわかりやすく情報提供するという金融審議会WGでの報告を受け、それを具体化するために、代表的な6種類程度の資産クラスと比較するという趣旨のもと、特定有価証券等の内容等の開示に関する内閣府令及び本会の規則を改定することから、原案のとおりいたします。</p>
7	<p>「代表的な資産クラスの指数(6種類程度の指標)の年間騰落率の最大値及び最小値並びに平均値の5年分60個のデータを記載すること。」とあるが、この6種類の指標を用いた図表の作成については削除願いたい。</p> <p>運用業者は、6種類もの指標について、各指標ごとに指標提供会社と利用契約(ライセンス契約)を締結し、それぞれ使用料を支払う必要が出てくる可能性がある。協会規則上の義務となると、その費用はファンド負担とな</p>	<p>リスク表示をするに当たって、商品のリスクを投資家によりわかりやすく情報提供するという金融審議会WGでの報告を受け、それを具体化するために、代表的な6種類程度の資産クラスと比較するという趣旨のもと、特定有価証券等の内容等の開示に関する内閣府令及び本会の規則を改定することから、原案のとおりいたします。</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
	<p>り、最終的にはファンドの受益者が負担することになる。</p> <p>指標の使用料は、ときに数百万円に及ぶものもあり、6種類もの指標になると、その金額はかなり大きくなることが予想される。これは、ファンドのパフォーマンスに悪影響を与え、受益者の利益を損なうものとなる。</p> <p>受益者としても、そのような参考指標の掲載のためにコストをかけるよりは、少しでもパフォーマンスの良いファンドに投資したいと考えるはずである。</p>	
8	<p>「60 個」としている点について、理由を示していただくとともに、見直しをお願いしたいと思います。60 個では、2008 年 9 月のリーマンショック時のデータが含まれないためです。NISA は国民に長期投資を呼びかけています。100 年に 1 度と言われる市場リスクに直面した時に当該ファンドがどのような値動きをしたのか、把握した上で、購入を決定できるようにしていただきたいと思えます。</p>	<p>当該 6 種類程度の代表的な資産クラスとの比較表につきましては、ご指摘のとおり、ファンドの比較可能を容易にするために、金融審議会の WG でも議論され、その結果、「特定有価証券等の内容等の開示に関する内閣府令」及び本会規則においても、5 年間のデータを用いることを前提として規定したものです。</p> <p>もともと 10 年分のファンドのデータにつきましては、「運用実績」における「収益率」のグラフでその実績を示すこととしておりますので、ファンドデータとしての開示はなされているものと考えております。</p> <p>開示につきましては、規定以上の創意工夫を各社において実施していただくことは問題ありませんが、以上の観点から 10 年や設定来などより長期のデータを併記することを規則として義務付ける等のご意見につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
9	<p>5 年間のデータを用いることとしており、ファンドを比較可能にするために 5 年間と定めたものと思えますが、これに加えて設定来、10 年間など、より長期のデータを併用することは可能でしょうか？また、10 年、設定来などより長期のデータを併記することを規則によって推奨することはできないでしょうか。5 年程度では、投資環境が良い時期、悪い時期の影響を強く受け、受益者が誤解する可能性があります。</p>	<p>表については、図中に平均値、最大値、最小値に記載があれば、省略しても差し支えないこととしており、原案のとおりとさせていただきます。</p>
10	<p>「・・・60 個のデータの平均値、最大値、最小値を棒グラフにより記載するものとする。」の「棒グラフ」を「図表等」としてはどうか。内閣府令の記載および当該規則の④前段で「細則に定める記載方法を参考として」とあり細則ではグラフに加えて表も記載があるため。</p>	<p>表については、図中に平均値、最大値、最小値に記載があれば、省略しても差し支えないこととしており、原案のとおりとさせていただきます。</p>
11	<p>代表的な資産クラスとの騰落率の比較については、他の投資信託との横比較において有益であると考えますが、各資産クラスにおいてどの指標を採用するのが適切であるか明示されていないことから、協会において資産クラスの特定及びそれに対する具体的な指標を協会が明確に指定すべきである。具体的には各指標データの正確性・整合性を担保する観点から、指標データ提供については、協会が各データ提供会社と交渉・契約し、各社にこれを提供することを提案したい。</p>	<p>そもそも一定の指数を規則で明記することは、当該指数を推奨することと同義となるため、協会規則としては明記しかねます。</p> <p>あくまで、各社の皆様の自主性に委ねられるものと考えています。</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
12	<p>「④代表的な資産クラスとの騰落率の比較」および「⑤ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移」は、投資リスク内に記載されることから、交付目論見書の規格等第7条2に規定する、10ポイント以上の大きさの文字とする、との規定の適用となるのか？</p>	<p>当該グラフは契約締結前交付書面の要件として規定される投資リスクの事項ではないことから、10ポイント以上の大きさの文字とすることまでは求めておりませんが、投資家にとって見やすい文字サイズになるよう創意工夫して記載していただくことと考えます。</p>
13	<p>ベンチマーク（指標であって、その変動率に当該ファンドに係る基準価額の変動率を一致させることを目標とすることが当該ファンドに係る約款又は有価証券届出書において定められているものをいう。）とベンチマークを定義しているが、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」など一般に使用される定義とは異なり、投資家の誤解を招く恐れがあるので、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号様式（20）d」の定義の修正を求め、「インデックス型ファンドにおける対象インデックス」、「連動対象金融指標」などに変更してはどうか？</p>	<p>ご指摘の趣旨は理解できますが、本件に係る限定箇所と考えておりますので、誤解されるようであれば注記などでご対応いただくなど、創意工夫いただければと思いますので、原案のとおりとさせていただきますが、今後の検討課題として認識させていただきたいと考えます。</p>
14	<p>アクティブファンドにおいて、約款でベンチマークを定めている場合でも、ベンチマークの記載は「④代表的な資産クラスと騰落率の比較」では行わないという理解で良いか。</p> <p>さらに目論見書内（ファンドの特色、運用体制等）でも『このファンドのベンチマークは・・・』という表現はふさわしくないという理解で良いか。</p> <p>また、約款変更により「ベンチマーク」を「参考指標」などの言葉に変更する必要があるという理解で良いか。</p>	<p>←貴見のとおりと考えます。</p> <p>←本規定箇所は代表的な6種類程度の指標に用いるための規定をしている箇所であり、特段既存の記載におけるベンチマークの表記をふさわしくないとしているものではありません。</p> <p>←上述の観点から、既存のものを修正する趣旨で定めているものではありません。</p>
15	<p>代表的な資産クラスとは、「交付目論見書の作成に関する規則に関する細則」第3条の2に記載されている6つの資産クラスで固定されているものか。例えば、米国株の指数を6つの中に入れることは不可能という理解で良いか。</p>	<p>代表的な資産クラスにつきましては、「日本」「先進国」「新興国」の「株式」と「国債」を対象として金融審議会WGで検討が行われているため、多くの投資信託で当該内容に沿った指標が用いられることが期待されており、横比較の観点からもそれらの使用が望ましいと考えております。ただし、代表的な資産クラスとしてどのような指数を使用するかは各社の判断となるものと考えます。</p>
16	<p>「参考情報として、」とありますが、有価証券届出書への記載が求められることから「参考情報として、」は不要ではないでしょうか。（「⑤ ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移」も同様）</p>	<p>「有価証券届出書」に記載が求められていることと、当該規則それぞれの冒頭に記載の「参考指数として、」は、特に連携した記載としたものではありません。投資家に開示するに当たり「参考情報として、」の趣旨のもと記載しておりますので、原案のままさせていただきます。</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
17	・分配金再投資基準価額の定義において「以下④及び⑤において同じ。」を追加した方よいのではないかと。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
18	ロの5行目の「ファンドの年間騰落率」と「ベンチマークの騰落率」において、「」は不要ではないかと。	ご指摘の箇所は、「(略)ファンドの年間騰落率のデータの代わりにベンチマークの年間騰落率のデータ・・・(略)」と修正いたします。
19	ロのファンドのベンチマークでありながら、当該ベンチマークの年間騰落率データを用いると誤解が生じる懸念がある場合とは、具体的にどのようなケースを想定しているのか？	例えば、算出期間が短すぎるなどの場合が想定されます。
20	④-ロでは、ベンチマークの定義が（指標であって、その変動率に当該ファンドに係る基準価額の変動率を一致させることを目標とすることが当該ファンドに係る約款または有価証券届出書において定められているものをいう）とありますが、インデックスファンドのベンチマークのみを指しているとの理解でよいのでしょうか。もしそうであるなら、ファンドの変動率が中長期的に指標を上回ることを目標とするアクティブファンドのベンチマークも想定すべきと考えます。	インデックスファンドのみのベンチマークを指しております。 本規定については、1つの棒グラフにするに当たって、当該ファンドのデータがない場合にベンチマークを用いることを想定して規定しているため、当該ファンドに係る変動率を一致させることを目標とするインデックスファンド以外のアクティブファンドについて、棒グラフを1つとすることはどのようなディスクレーマーを挿入したとしても、かえって誤解を生じると考えられることから限定した規定としておりますので、原案のとおりといたします。
21	類似ファンド（たとえば同じ運用方針のミラーファンドや同じマザーファンドを用いた先行ファンドがある場合など）、バックテストのデータのほうが、ベンチマークよりも良い代替データとなることがあると考えますが、このような場合にはバックテストのデータを用いることは可能でしょうか？	本規定は、あくまで当該ファンドのデータを用いるか、その代替としてのベンチマークを用いるかとの規定としておりますことから、その他のデータを用いることはできないものと考えます。
22	ファンドの年間騰落率のデータが60個ない場合は、ベンチマークの年間騰落率を用いて平均値、最大値、最小値を算出するとありますが、ベンチマークが定められていないファンドについては、「参考指数」を定めて「参考指数」の平均値等を算出すべきだと思います。現在運用中のファンドは、ベンチマークを定めていないものが多いためです。また、参考指数を定めることが困難な場合には、その理由を含めてその旨を明記することを希望します。	ファンドの年間騰落率につきましては、「ベンチマーク」を代替として用いる場合も含めて、限定的に定義させていただいております。 6種類程度の代表的な資産クラスと比較するのは、あくまで誤解を招かないファンドデータに限っておりますので、「参考指数」の平均値等を表記することはできないものと考えております。
23	投資リスクを把握する際、代表的な資産クラスに加えて、これらの資産クラス以外に投資をするファンドについては、ベンチマークとの比較もあったほうが良いと思います。アクティブファンドでは、ベンチマークより高いリスクなのか、低いリスクなのかを知ること、当該ファンドの特性を受益者がより深く理解できると考えるからです。原則としてファンドごとにベンチマークを設定すべきで	リスク表示をするに当たって、商品のリスクを投資家によりわかりやすく情報提供するという金融審議会WGでの報告を受け、それを具体化するために、代表的な6種類程度の資産クラスと比較するという趣旨のもと、規定しているものであり、ベンチマークとの比較を意図したものではありませんことから原案のとおりといたします。

No	ご意見等	当協会の考え方
	あり、ベンチマークがない場合には基本的には参考指数を明記すべきであると考えます。また、運用の性質上参考指数を定められない場合にはその旨を明記することで、受益者は当該ファンドの性質を理解することができると考えます。	
24	アクティブ・ファンドで年間騰落率のデータが 60 個ないファンドは、ベンチマークの有無にかかわらず、同騰落率が算出できない期間について記載不要であることを確認したい。また、この理解が正しい場合、第 3 条(3) a)④ロ及びハにおいて実績のない期間についてベンチマークの騰落率の記載を求める規定と整合性がないように思われ、同一の書類において整合性が保たれるよう規定間の調整が必要ではないか。	←貴見のとおりと考えます。 ←第 3 条(3) a)④ロ及びハにつきましては、当初の目論見書の改定時に運用実績に係る収益率の記載として規定した箇所であり、当該箇所と今回の代表的な 6 資産程度の指標との比較の使用の仕方は異なるものと考えております。誤解を与えるようであれば、注記などを駆使してご対応いただきたいと考えます。
25	ニの最終行において、「明確に区別すること等工夫するものとする」とあるが、「明確に区別する等工夫するものとする」の方がより自然な表現ではないか。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
26	ここで言う「代表的な資産クラス」とは、ファンドの参考指数等とは異なるものであってもよいという理解で問題ないか。	貴見のとおりと考えます。
27	ファンドの年間騰落率のデータが 60 個ないファンドについても、図を区分するなどして必ずデータを載せなければならないのか(必須項目か)。仮に、データが 5~6 個(運用開始後 1 年強)しかなくても、そのデータで記載しなければならないのか確認したい(代表的な資産クラスの指数の年間騰落率とのデータ量に著しい違いがあると、投資家をミスリードさせる恐れがあるのではないか。特にファンドの運用期間が短く、かつ直近が相場環境にも恵まれて上昇局面にある場合などでは、特にその恐れが強いのではないか)。また、運用開始前(当初設定時)では、当該データの記載は不要で良いのか念のため確認したい。	交付目論見書のファンドの年間騰落率については、存在するデータは載せていただくことが前提であると考えております。 なお、投資家をミスリードしないよう、同一の図の中に記載せず分けて記載すること、注記の文言を入れて対応することなどで対応いただきたいと考えます。 当該データが何を指しているか必ずしも明確ではありませんが、「6 種類程度の代表的な資産クラス」の比較図は、当初設定時においても記載いただくこととなります。
28	「・・・除して得た数に 100 を乗じて得た数・・・」とあるが、グラフを見ると単位が%であり、「・・・除して得た数をパーセント表示した数・・・」が正しいように思われます。	趣旨内容と同一のものと理解しておりますので、この点はあえて修正する必要はないものと考えます。
29	年間騰落率という表現について、交付目論見書の「運用実績」には「年間収益率」があり、こちらは暦年ベースの騰落率を記載しており、同じ「年間」という言葉が違う意味で使われている。投資リスクでは例えば「12 ヶ月騰落率」など、「年間」という言葉を使わ	ご指摘の内容は理解できますが、ご指摘の点について誤解が生じるということであれば、注記を記載するなどして対応しても差し支えないものと考えます。ご指摘の趣旨は理解できますので、今後の検討課題とさせていただきます。

No	ご意見等	当協会の考え方
	ないように改めるべきではないか	
30	「・・・実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合がある。」とあるが、実際の基準価額(分配金落ちの基準価額)により計算した騰落率にはあまり意味がなく、注記するならむしろ「・・・実際の投資者ごとの年間騰落率とは異なる場合がある。」といった内容にすべき思われます。	基準価額と分配金再投資基準価額とは異なるものと考えておりますことから、それを明確にするための注記として記載することを求めています。
31	④-ロでは、インデックスファンドのみを規定していると読めますが、アクティブファンドはデータがないものは掲載されないとの理解でよろしいでしょうか。アクティブファンドの場合、ベンチマークより大きく(小さく)変動するものがあるので、ベンチマークを代替として表示すると投資家の誤解を招く可能性があります。インデックスファンドのみへの適用が良いと思います。 また、ヘッジファンドなどでは、たとえインデックスファンドであっても、過去のインデックスを代用することは控えた方がよいと思います。	←インデックスファンドのみの想定については、貴見のとおりと考えます。 ←ご指摘の箇所につきましては、規則中の④のハにおいて、「ベンチマークの年間騰落率のデータを用いることで投資者に誤解を生じさせる懸念があるためにベンチマークの年間騰落率を用いなかった場合には、その旨及びその理由を記載するものとする。」と規定しておりますことから、各社においてその使用の有無も含め、適切に対応していただけるものと考えております。
第3条 (2) 投資リスク		
⑤ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移		
32	「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」と「ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移」を横に並べて記載することを原則としているが、代表的な資産クラスを追加して記載した場合など、並べて併記するとグラフが小さくなり見づらくなる恐れがある。各社でレイアウトを工夫できるよう、横又は下に記載できるようにすべきではないか?	代表的な資産クラスとの比較図中のファンドの騰落率の棒グラフに上下があうことを想定して横に並べることを原則としております。 上下に並べる場合には、当該趣旨がわかるように創意工夫のうえ、グラフの体裁を整えるなどしたうえで下段に配置することも考えられます。
33	「なお、記載に当たっては、上記「④(略)」の横に並べて記載することを原則とするものとする。」について、現行の交付目論見書の記載内容に加えて新たに項目を追加する場合に、レイアウト上、横並びの記載が困難となる事態も想定され、上記は「することを原則とするものとする。」ではなく「することが望ましい。」とすべきと考える。	
34	「⑤ ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移」の記載は、「④代表的な資産クラスとの騰落率の比較」と横並びが原則とあるが、複数のファンドを1つの目論見書で作成している場合において、上記の通り「当該複数のファンドと代表的な6つの資産クラスの騰落率の比較」を1つのグラフにすることが可能であれば、スペースの関係上、「⑤ ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移」図と「④代表的な資	今回の改正の趣旨につきましては、スペースについては、考慮しておりません。横並びを原則としている趣旨は、代表的な資産クラスとの比較図中にファンドの騰落率の棒グラフに上下があうことを想定しているものであり、当該趣旨がわかるようにしていただければ、必ずしも横にならないケースもあるものと考えてます。 なお、複数の騰落率と6資産との比較につきましては、項番「35」をご覧ください。

No	ご意見等	当協会の考え方
	産クラスとの騰落率の比較」図を、上下に並べることも可能か。	
35	複数のファンドを1つの目論見書で作成している場合、ファンドの数分+6資産として1つのグラフにすることは可能か。 (例：ファンドA、ファンドB、日本株、先進国株、・・・)	複数のファンドを1つの目論見書で作成していても、ファンドの騰落率はそれぞれのファンドで異なるため、6資産との比較においては、原則として、それぞれ別々に図を作成する必要があるものと考えます。
36	例示された「ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準額の推移をイメージ図例」の趣旨は理解できますが、一般投資家がこのグラフをみて理解するのはむずかしいと思います。 例えば、フォーカス・グループによるテストをしてみたいかがでしょうか。また、掲載する場合には、一般投資家が理解できるような、グラフを意味するところを平易に説明する文言を入れてほしいです。また、詳細な説明をHPなどで行ない、このグラフの見方を広めていくことが必要だと思われま	貴重なご意見として承ります。 今後の検討課題として検討して参りたいと考えます。
37	例示されたグラフについて、その狙いは理解できますが、業界人以外の一般人には逆に分かりにくいという印象を与えてしまうのではないかが心配されます。 仮に掲載する場合には、例えば「棒グラフは、当該ファンドを購入して一年間保有した場合の年間収益率(リターン)を示しています。このように、買ったタイミングでリターンにはバラツキがあることが分かります」といった文言を付す等して丁寧に説明することが必要と考えます。また、詳細な説明をHP等で行ない、このグラフの見方を広めていくことも必要と考えます。	ご指摘の趣旨は理解できます。ご指摘の趣旨内容も含め、当該グラフが投資家に誤解されないよう文言を付して解説することは問題ないものと考えます。 HP等の取扱いなど今後の検討課題として検討して参りたいと考えます。
38	投資成果のばらつきを視覚的に表し、投資家への理解を促すグラフの趣旨に賛成です。ただ、このようなグラフを理解するには、一定の素養と「慣れ」が必要です。見方の解説など、グラフの理解を助ける補足情報を投信協会、販売会社、運用会社のHPに掲載する、顧客セミナーなどでもこのようなグラフを使用して見方を普及するなど、併せてグラフの見方を広める努力していただきたいと思	ご指摘の趣旨を踏まえ、今後の検討課題として検討して参りたいと考えます。
39	④イと⑤イにおいて、「1ヶ月」と「1ヶ月」が混在しているので、どちらかにそろえては	ご意見を踏まえ、修正いたします。

No	ご意見等	当協会の考え方
	どうか。	
40	<p>基準価額のデータが60個ないファンドについては、設定日からの基準価額の折れ線グラフを載せることで作成とすればよいか。</p> <p>また、新規設定時の場合、BMがあるファンドはBMの騰落率のみ、BMがないファンドは「該当事項はありません」の記載をすることでよいか。</p>	<p>←ご指摘の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、基準価額のデータが60個ないファンドにつきましては、存在する騰落率の棒グラフと設定日からの基準価額の折れ線グラフを載せることとなると考えます。</p> <p>←貴見のとおりと考えます。</p>
41	<p>設定後1年未満のファンドについては、年間騰落率のデータがゼロ個であることから、例えば、ファンドの実績と6資産指標の騰落率の図を二つにわけて表示し、ファンドの実績欄は「該当がない」旨の表示をする等の対応が考えられるということによいか</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>
第3条 (3)		
42	<p>「また、当該運用実績の内容は「投資リスク」の内容と見開きページに掲載することが望ましい」については、今後、各項目の記載項目が充実することに伴い、見開きとすることは大変困難となる事態が想定され、当該規定は削除すべきではないか。</p>	<p>もともと、「望ましい」という表現ですので、実害はないと考え、そのまま存置させていただきます。</p>
その他		
43	<p>「本規則は5年内に見直しを行う」という文言を付則に加えていただくことを要望します。時間の経過とともに投資家の理解も進み、また、取扱い商品も変わってきます。その時代の投資家の目線に立った目論見書づくりの努力を継続的に重ねられることを要望します。</p>	<p>金融商品取引法附則第38条(検討)において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とありますことから、同内容と合わせた附則の対応をしたいと思います。</p>
44	<p>分配金という響きから「利益の分配だ」という勘違いが根強い。「分配金」ではなく「払戻金」で統一していただきたい。</p>	<p>「分配金」という表現は、法律、規則等で一般に使用しておりますため、このままとさせていただきますが、他方、「元本払戻金」に該当するものにつきましては、「元本払戻金(特別分配金)」と表記させていただく等の改善に取り組んでおります。</p>
45	<p>ファンドのリスクの要因についての文章による説明においては、市場変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクなど、潜在するリスクの羅列と一般的な当該リスクについての説明に終始しているものが多数あり、受益者が自主性にもとづいて投資判断をするには不十分です。リスク要素の羅列と一般的な説明ではなく、当該ファンドにおいてそれらのリスクがどの程度(頻度および水準)発生しうるかの理</p>	<p>ご指摘のファンドのリスク要因の記載につきましては、当然文章の記載による説明も必要ですが、それに加えて、例えば、図表等で、どのリスクをどれくらい負担しているか把握できるような情報を開示することを妨げているものではありません。それらの開示につきまして、各社において、リスクの内容を踏まえた開示を創意工夫することはできるものと考えております。</p> <p>さらに、為替リスクの一般的な説明の後に、</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
	解を助けるような説明が必要です。たとえば、為替リスクの一般的な説明の後に、「当ファンドでは、△△国一国の債券に投資を行なうため、△△通貨と日本円との為替変動による為替リスクがあります」などの記載が最低限必要だと思います。理想としてはリスク要因ごとに、当該ファンドではどのリスクをどれくらい負担しているかが把握できるような情報を開示していただきたいです	「当ファンドでは、△△国一国の債券に投資を行なうため、△△通貨と日本円との為替変動による為替リスクがあります」などの記載が最低限必要とのご意見であり、そのような記載は、各社が当該リスクを精査のうえ、投資家に伝えるべき開示事項として記載すべきものと考えております。
46	現在の交付目論見書では、ファンド・オブ・ファンズの場合に、当該ファンドと、そのファンドが投資対象とするファンドの内容の説明において、一般投資家にはわかりにくいものが散見されます。たとえば、複数の投資対象ファンドについてその内容が列記されてはいても、当該ファンド全体でどのような投資になるのかわからないもの、当該ファンドと投資対象ファンドの記載がどちらについてなのか一読しただけでは判別がつきにくいものなどです。 ファンド・オブ・ファンズの日論見書では、特に、ファンド全体の運用目的、運用方法、リスクの水準とその要素を、投資家に伝わることを念頭に作成するようお願いします。	貴重なご意見として、承りたいと考えます。 ご指摘の内容につきましては、各社が創意工夫のうえ、投資家にわかりやすい記載となるよう、今後も周知に努めて参りたいと考えます。
【交付目論見書の作成に関する規則に関する細則】		
第3条の2		
○代表的な資産クラスとの騰落率を比較したイメージ図例		
47	円換算時の為替は、評価日当日の仲値を想定しているのか？	貴見のとおりと考えます。
48	「日本国債」「先進国債」「新興国債」という表現は国債に限定して解釈されるべきか？ 例えば、国内債券向の一般的インデックスファンドにおいては、日本の公社債全体を対象とした NOMURA-BPI が使用されている等の問題がある。 (運用報告書委員会決議 別表 1-2、2(5))	金融審議会のWGにおいて検討されていた代表的な資産クラスは「日本国債」「先進国債」「新興国債」であり、公社債全体を対象とするものではなかったことから、原則、「国債」を対象としているものと考えております。 ただし、代表的な資産クラスとしてどのような指数を使用するのかは、各社の判断になるものと考えます。
49	代表的な資産クラスとの騰落率を比較したイメージ図例で「最大高騰時」という用語を使用していますが、投資信託の商品性を鑑みると「最大上昇時」とするのが適切かと考えます。	ご意見を踏まえ、「最大値」、「最小値」、「平均値」と修正いたします。なお、当該表についても同様の修正をいたします。
50	グラフや表中に「最大高騰時」「最大下落時」とあるが、「最大値」「最小値」とすべき。最大値であってもマイナスとなることもあるため。また、「高騰」という言葉は意味が全く適切でなく、「時」も基準価額が最高値(最安値)を付けた時の騰落率のようにも誤解されるので適切ではない。	

No	ご意見等	当協会の考え方
51	<p>グラフおよび表の「最大高騰時」、「最大下落時」、「平均騰落率」は内閣府令および規則にあわせ、また、最大値が0より小さい場合や最小値が0より大きくなる場合も可能性があるため、「最高値」、「最小値」、「平均値」としてはいかがか。</p> <p>なお、例示の日本国債は最大下落時が0となっているが、実際の数値が0より大きい場合には当該数値を記載することでよいか確認したい。</p> <p>また、細則に定める様式はあくまで参考記載であり、委託会社が工夫して記載することを妨げるものではないとの理解でよいか。</p>	<p>←項番「49」をご覧ください。</p> <p>←貴見のとおりと考えます。</p> <p>←細則に定める内容を違えない範囲での創意工夫は各社においてなされることで問題ないものと考えます。</p>
52	<p>図表例に「高騰」「下落」とありますが、開示府令案等の表記にあわせ、例示としては「最大騰落率」「最小騰落率」等の方が宜しいのではないのでしょうか。</p>	<p>項番「49」をご覧ください。</p>
53	<p>表のタイトルに最小値に関する表記が必要と思われる。</p>	<p>項番「49」をご覧ください。</p>
54	<p>6資産との比較のグラフを掲載する意味を投資家に理解しやすくするために、例えば、「グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。」といった文章を追加したらいかがか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正いたします。</p>
55	<p>・(当該ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率(%))において、騰落率の最小値が含まれることがより明確なタイトルにした方がよいのではないかと。</p> <p>・規則内では「平均→最大→最小」の順序で記載が統一されているのに対し、細則内では順序がまちまちなので、そろえてはどうか。</p>	<p>←項番「49」をご覧ください。</p> <p>←ご意見を踏まえ、平仄を合わせた修正をいたします。</p>
56	<p>当該図例には、棒グラフに加えて数表も記載されているが、「規則」第3条(2)④イにおいては数表についての規定はみあたらず、棒グラフのみによる対応も許容されることを確認したい。</p>	<p>「数表」の取扱いについては、記載上の留意事項において、「図中に平均、最大、最小の騰落率が表示されている場合においては、当該表は、表示しなくても差し支えない」旨の記載をしております。</p>
57	<p>代表的な資産クラスとの騰落率を比較したイメージ図例について、リスクの水準を視覚的な情報提供によってリスクを伝える方法として評価いたします。今般5年間としており、他のファンドとの比較において期間を共通とすることは重要だと思います。</p> <p>一方で、より長いトラックレコードがあるものについては、複数の棒グラフを用いて10年、設定来など、より長い期間の情報も併記することで、市場の上昇・下落などより長いトレンドにおいての状況を知ることができると思いますので、長期での記載についても</p>	<p>当該6種類程度の代表的な資産クラスとの比較表につきましては、ご指摘のとおり、ファンドの比較可能を容易にするために、金融審議会のWGでも議論され、その結果、「特定有価証券等の内容等の開示に関する内閣府令」及び本会規則においても、5年間のデータを用いることを前提として規定したものです。</p> <p>もともと10年分のファンドのデータにつきましては、「運用実績」における「収益率」のグラフでその実績を示すこととしておりますので、ファンドデータとしての開示はなされているものと考えております。</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
	「できるものは記載する」こととしていただきたいです。「細則に定める記載方法を参考として工夫して記載するものとする」とありますので、協会としてより積極的に工夫を促すことで投資家への理解が深まることと思えます。	開示につきましては、規定以上の創意工夫を各社において実施していただくことは問題ありませんが、以上の観点から 10 年や設定来などより長期のデータを併記することを規則として義務付ける等のご意見につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。
第3条の3		
○ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移を示したイメージ図例		
58	「ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移を示したイメージ図例」において、ベンチマーク等の箇所に、価格推移が記載されているが、交付目論見書の作成に関する規則 第3条(2)⑤において、ベンチマークの価格推移を記載するのと規定がないことから、ベンチマークの価格推移は当該イメージ図例から削除すべきではないか？	当該図中の分配金再投資基準価額については、すべて当該ファンドの価格推移を表したものであり、ベンチマークの価格推移を表したものではありませんので、原案のとおりといたします。 ただし、例えば、ベンチマークの棒グラフを青色、実際の棒グラフを赤色にして、さらに分配金再投資基準価額の折れ線グラフを赤色にする等、投資家に誤解をされないように創意工夫して記載することも考えられます。
第6条		
① お申込みメモ		
59	「(交付運用報告書を作成している場合は、交付運用報告書とする)」とあるが、「交付運用報告書」が作成されない状況(運用報告書(全体版)しか作成されない状況)はあり得るのか。	運用報告書(全体版)しか作成されないという状況は想定しておりません。
60	・「運用報告書(交付運用報告書を作成している場合は、交付運用報告書とする・・・)」の意味は、お申込みメモの運用報告書の欄のタイトルを「交付運用報告書」に書き換えるということか、あるいは、項目名は「運用報告書」で、説明欄に記載する文章において「交付運用報告書」であることを明記するということか ・当欄において、運用報告書(全体版)についての記載は必ずしも必要ではないとの理解でよいか ・継続募集期間が12月1日を跨ぐ場合は、例えば期間別に分けて2段書きするような対応が考えられるという理解でよいか	←例示しているのは、運用報告書の項目をそのままにして、更に追記したイメージで作成していますが、明確にする観点から、「運用報告書」は、運用報告書(交付運用報告書を作成している場合は、交付運用報告書とする。)・・・と修正いたします。 ←本年12月以降使用される交付運用報告書においては、今般の改正による電磁的開示を前提とするのであれば、運用報告書(全体版)の記載は、不要の可能性がありますので、各社で適宜ご対応いただきたいと思います。 ←2段階化する等の記載につきましても適宜ご対応いただければと思います。
第6条		
② ファンドの費用・税金 (ア) ファンドの費用		
61	「信託報酬」ではなく、販売手数料などと同様に「管理手数料」などの手数料という分かりやすい表現にしていきたい	「信託報酬」は法律で定められている用語のため、変更することは難しいと考えます。そのため、わかりやすく「運用管理費用(信託報酬)」としております。
62	2、3及び5 費用の表記で『信託報酬』という誤解を受けやすい明記は削除して運用管理費用で統一	

No	ご意見等	当協会の考え方
	してください	
63	その他の費用・手数料の欄を撤廃して運用管理費用の中に記載して総経費として額と率を提示してください	委託会社や受託会社が収受する「運用管理費用（信託報酬）」と海外の保管銀行や監査法人に支払われる「その他の費用・手数料」とは、費用の性質が異なり、個別の費用を明確にすることから、「運用管理費用（信託報酬）」と「その他の費用・手数料」を区分して記載しておりますので、原案のとおりといたします。
64	「5. 上記項目以外の費用を徴収するファンドで別に記載すべき費用があるファンド（例えば、換金時に手数料を徴収するファンドなど）は、適宜、項目を追加し、当該費用の内容を記載するものとする。」となっているがこの項目についてもそれぞれ役務の記載は必要か。	ご意見を踏まえ、「当該費用及びそれを対価とする役務の内容」と修正いたします。
65	購入時手数料の役務の記載について手数料がない場合は役務の説明文も不要と考えてよいか。	貴見のとおりと考えます。
66	提示されている「信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率」の記載について下記の記載で満たされているか。 ＜記載例＞ 信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。	記載しているものは、あくまでも参考の例示のため、記載のような内容で当該内容を表示できると判断しているのであればそのとおりかと考えますが、各社において創意工夫して対応していただきたいと考えます。
67	その他の費用の説明の記載について、下記の記載で満たされているか。 ＜記載例＞ ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管等に要する費用 ・ファンドに関する租税、監査費用等	項番「66」をご覧ください。
68	「アフターフォロー」という言葉には違和感を覚えます。「アフターケア」という言葉が適当なのではないでしょうか。英語の使用は極力避け、「購入後の情報提供等」の具体的な日本語で説明することを要望します。 手数料や信託報酬の役務の内容について記載されるようになることは評価します。 ただし、投資信託会社の業務内容は、運用（投資判断と売買の指示）しかやってないように読めます。投資信託会社は受益者への報告等も担っているのではないのでしょうか。	←ご指摘の箇所はあくまでも例示ですが、ご示唆を踏まえ「購入後の情報提供等」に修正したいと考えます。 本件箇所は例示であり、各社において創意工夫することが特に期待される箇所と考えます。ここに記載の内容以外にも考えられますので各社で適宜対応してもらいたいと考えております。 ←記載内容はあくまで「参考」として記載しているものであり、例示ですので、各社において創意工夫することが特に期待される箇所と考えます。ここに記載の内容以外にも考えられますので各社で適宜対応していただきたいと考えます。
69	委託会社における報酬の対価として「資金の運用の対価」とあるが、基準価額の計算やディスクロージャー費用も相応にあることを記載しても構わないのか	記載内容はあくまで「参考」として記載しているものであり、例示ですので、各社において創意工夫することが特に期待される箇所と考えます。ここに記載の内容以外にも考えられます

No	ご意見等	当協会の考え方
		ので各社で適宜対応していただきたいと考えます。
70	記載すべき「購入時手数料を対価とする役務の内容」は、販売会社が行う役務についてのもとなるため、販売会社から聴取した内容を記載することとなると考えられるが、複数の販売会社がある場合では各販売会社が行う役務の内容が全く同じとは限らない。その場合、その「最大公約数」的なものを集約して記載すればよいか。	なるべく記載できる内容を投資家にわかりやすく記載いただきたいと考えます。 あまりにも多岐に亘る内容の場合には、一定の集約もやむを得ないものと考えますが、その場合には、「詳細は販売会社にお問い合わせください」という表現も同時に記載する等の創意工夫が必要なものと思います。
71	記載すべき「購入時手数料を対価とする役務の内容」は、販売会社が行う役務についてのもとなるため、販売会社から聴取した内容を記載することとなると考えられるが、その聴取した内容をそのまま記載すればよく、実際に当該役務を行っていることのエビデンスを販売会社から求める必要はないと理解してよいか。	委託会社として確認できる範囲の中での記載と考えておりますため、エビデンスを販売会社に求めることについてまで規定しているものではありません。
72	購入時手数料は上限値のみを記載し、実際の手数料額は販売会社が個別に決定するため、実際の手数料額をゼロとしている販売会社がある可能性もある。また、収益分配金再投資の場合等、ゼロであることを明記していることもある。手数料がゼロなのに「対価とする役務の内容」があるのは矛盾するため、そのような場合には「手数料がゼロである場合にはそれを対価とする役務はない」と記載するのか。	ご指摘の趣旨内容は理解できますが、その記載方法につきましては、各社にて創意工夫のうえ、考えていただきたいと思えます。
【投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則】		
第2条 第1項		
(1)		
73	「交付目論見書：請求目論見書」のように相対する名称にする方が誤解を招くことが無いように思われるが名称を変更することは考えていただけないか。	目論見書とは意味している趣旨内容が異なっており、趣旨内容としては原案の方が適切と考えておりますので、原案のとおりといたします。
第3条 第1項		
(4)		
74	「当期中の1口（基準価額を表示する単位をいう...）」を「当期中の1万口（・・・）」に変更するが、1口1万円のファンドについては今まで通り1口単位での表示とすることで良いか。 他の箇所においても1万口としている箇所は、同様に1口単位での表示とすることで良いか。	貴見のとおりと考えます。
第3条 第1項		
(21) お知らせ		
75	「運用体制の変更等委託会社が重要と判断	「有価証券届出書（訂正届出書）」の変更の点

No	ご意見等	当協会の考え方
	した変更等があった場合」とは、有価証券届出書（訂正届出書）に関する、特定有価証券開示府令第29条第2項第3号におけるファンドの運用体制等の重要な変更と考え方は同じものと理解して良いか。	を意図して記載したものではありませんので、その重要性を各社で精査のうえ、ご判断いただきたいと考えます。
76	「お知らせ」の箇所に「運用体制の変更等委託会社が重要と判断した変更等」とありますが、ここに「管理体制」についても追加してはいかがでしょうか。投信委託会社の運用体制はもちろん非常に重要ですが、結局このような規則を遵守しているか、約款等にある運用方針等をきちんと守った運用が行われているか、その他リスク管理はどのように行われているかといった体制についても受益者に開示があつていいと思います。	ここは、あくまでも例示ですので、ご指摘のような「管理体制」における変更等で重要な変更について記載いただくことは問題ないものと考えております。ご指摘のような趣旨を踏まえ、各社において、受益者に対して重要と判断される項目が開示されるものと考えております。このような趣旨から、例示につきましては、原案のとおりとさせていただきます。
77	「お知らせ」の箇所に「運用体制の変更等委託会社が重要と判断した変更等」とありますが、アクティブファンドなどでは、運用責任者の異動は重要な情報だと思います。運用責任者の氏名の開示と、その異動を「重要事項」として開示していただくようお願いいたします。	貴重なご意見として、承りたいと存じます。ご指摘のアクティブファンドにおける重要性は理解できます。現在でも運用会社において、社によっては、運用責任者の氏名等の開示がなされているものもあります。当該情報の重要性に鑑み、各社において必要に応じた開示がなされるものと期待しております。
78	受益者にとって「自分のお金を誰に託すのか」は関心が高く、また、運用担当者等の当該投資信託に対するコミットメントの意味からも開示は重要であると考え、以下の項目の情報開示を提案する。 イ) 運用担当者の顔写真 ロ) 運用担当者の経歴・運用歴・代表的な運用ファンド名 ハ) 運用担当者の報酬体系 ニ) 運用担当者による当該投資信託の保有状況 ホ) 人事異動等による担当者の変更の有無	項番「77」をご覧ください。
79	お知らせの内容について、税制の変更も含めてはいかがでしょうか。	各社で創意工夫のうえ、記載いただくことは問題ないと考えます。
80	「運用体制の変更等委託会社が重要と判断した変更等」とは完全に個社マターでの判断で良いのか。その場合、社内規則等で基準を明確にしておく必要があるがどうか（できればもう少し、具体的な基準を示して欲しい）	重要性等の判断は、状況によって異なることから具体的に表すことは困難なものと考えます。
第3条の2		
81	「交付運用報告書の表紙に表示すべき事項を定める。」ということで10項目が挙げられていますが、1ページ中に記載するには情報が多すぎて、受益者が目を通してくれるかど	「交付運用報告書の表紙に表示すべき事項」につきましては、現状における全体版の運用報告書とも遜色のない容量を規定しております。読む気になる表紙、読みやすい表示とのご指摘

No	ご意見等	当協会の考え方
	うか疑問を感じます。形式的に情報を満載にするより、読む気になる表紙、読みやすい表示を一番に考慮して表示の項目を絞る方がよいのではないのでしょうか。たとえば、協会分類や運用方針、基準価額、純資産、騰落率などは、どうしても表紙に掲載しなくてはならない情報ではないと思われま	はそのとおりですが、一方で「協会分類や運用方針、基準価額、純資産、騰落率」についても重要な情報と整理しており、必要最低限の情報を開示するという趣旨のもと、原案のとおりといたします。
82	「決算年月日（・・・作成対象期間の最後の決算年月日とする。）における基準価額及び純資産総額」について、「決算年月日」を「決算日」又は「計算期間末日」にした方が宜しいのではないのでしょうか。	運用報告書（全体版）と表示内容の平仄を合わせた記載としておりますので原案のとおりといたします。
83	「分配金再投資後」を、「分配金再投資基準価額」とした方が明確になるのではないのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。
84	表紙に係る運用方針の記載箇所については交付運用報告書のどの部分を指しているか。具体的にご指示をいただきたい。	現在、「受益者の皆様へ」の中に記載するイメージで考えおりますが、具体的な記載方法につきましては、各社で創意工夫していただくことと考えます。
85	HPに運用報告書を掲載していない私募ファンドについては、どのように対応すべきか確認させていただきたい。	受益者が特定できる私募ファンドにつきましては、例えば、受益者との間でパスワードを付与した上で、公募と同様のHP開示をすること、HPを利用せずに全体版と交付運用報告書を同時に交付すること等の対応が考えられます。
86	(7) 問い合わせ先の名称及び電話番号等の③（運用報告書（全体版）の入手方法）」との関係はどのようになっているのか？ (7)では入手方法（閲覧ではなく書面での入手方法を説明し、(10)では閲覧方法（委託会社のHP等）を記載するとの理解で良いか	ご理解のとおりと考えます。
第3条の3 第1項		
(1) 運用経過の説明 ③当期中の1万口当たりの費用明細		
87	「当期中の1万口当たりの費用明細」について。WGで要望のあった、欧米の投資信託で用いられているトータル・エクスペンス・レシオ（総経費率）についての開示が行われなかったことは非常に残念です。開示を要望するとともに、開示が難しい場合には、欧米で行われているトータル・エクスペンス・レシオの記載がなぜ日本では難しいのか、その理由について見解を示してほしいです。	1万口当たりの費用明細の中に、今回の改正により「%」を記載する改正を実施しております。また、運用管理費用に当たる信託報酬、有価証券取引税、売買委託手数料の他に従来「保管費用等」と一括りにしていたものを「保管費用」「監査費用」という代表的なコストの項目に「その他」という項目を追加して当期中に当該ファンドで発生したコストがあれば、個別に開示することとなりました。これら合計したトータルの「額」及び「%」がご指摘されている海外のトータル・エクスペンス・レシオに相当するものとして考えております。 なお、「%」の表示に当たり、「比率」欄は1万口当たりのそれぞれの費用金額を期中の平均基準価額で除して100を乗じたものです。」との注記を入れることといたします。
88	当期中の費用明細が1万口当たりとなり、ファンド間の比較ができません。	投資信託では、期末の時価を1万口（基準価額表示単位）当たりの時価（純資産）で、計算

No	ご意見等	当協会の考え方
	<p>平均基準価額が〇〇円との記載を義務付けたことは大変よかったと思いますが、タイトルの1万口当りの横にカッコ書きなどで目立つ様に記載をお願いします。一般投資家が探さなければみつからない但し書きなどでは、見落とされてしまいます。</p> <p>また、この平均基準価額をもとに、すべてのファンドを1万円当りに換算することも可能であると思いますので、ぜひ1万円当りに換算してファンド間の比較に資する開示となることを希望いたします。これによってWGの俎上に上った総経費率に代替するもののみならずことができると思います。</p>	<p>して表示させていただいております。例えば、期末の1万口当たりの基準価額が11,000円や9,000円であれば、当該期末の11,000円や9,000円の基準価額に該当するものに総口数をかけたものが全体の純資産となっております。</p> <p>当該項目はこの1万口当たりの基準価額を該当期間中の月末の基準価額で単純に割った平均基準価額を計算のうえ、当該期間中に発生した平均基準価額に係るコストを記載しております。</p> <p>そのような趣旨においては、常に1万円という単価に対してのコストを表しているものではなく、期末時点で当期中に簡便法により計算した平均基準価額に基づくコストを掲載させていただくこととしております。</p>
89	<p>当期中の費用明細が1万口当りとなっております、ファンド間の比較ができません。平均基準価額が〇〇円まで開示されるので、すべてのファンドを1万円当りに換算することも可能であり、より受益者にとってわかりやすく、比較可能な有益な開示になると思います。そのような開示になっていないのは、何故でしょうか。</p>	
90	<p>(ハ)「その他費用」としてあげられている代表的な支出には、ファンドを通じて投資した場合の投資対象ファンドにおいて実質的にかかっている費用が含まれることを確認したいです。万一、概算なりともここで開示できない場合には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示していない事実およびその理由を欄外ではなく、欄内に見落とすことのないよう明記すること ・実質費用の算出が困難である場合には、目論見書上の概算数値をもとに、その換算では当期中の1万口当りの費用はいくらになるかを、その旨とともに明記することを強く希望いたします。 <p>また、実質的にかかっている費用（ファンド・オブ・ファンズのコスト以外）で、ここに明記できないものについては、その旨を理由とともに明記していただきたいと思ます。</p>	<p>期末時点のファンドにおいて期中に実際に発生したコストの記載をしており、ファンド・オブ・ファンズ取引に係るコストについては、開示することとしております。</p> <p>一方、投資先ファンドを通じてかかってくるコストについては、(6)の③において記載することとしております。その際、当該情報の取得が不可能である場合には、その旨を注記することとしております。</p> <p>なお、ご指摘を踏まえ、投資先ファンドの支払っている費用につきましては、「各項目の費用は、このファンドが組入れている投資信託証券（マザーファンドを除く）が支払った費用を含みません。」旨の注記を入れることといたします。また、更に各ファンドの状況により、「当該投資信託証券の直近の計算時点における「1万口当たりの費用明細」が取得できるものについては「組入れ上位ファンドの概要」に表示することとしております。」旨の注記を入れた上で、当該明細を参照できるようにいたします。</p>
91	<p>(ハ)「その他費用」として、代表的な支出には、ファンドを通じて投資した場合の費用が含まれているとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>ファンド・オブ・ファンズにおいて、投資対象ファンドのコストは当該ファンドが間接的に負担する「代表的な支出」に他ならないと考えます。また、実質的にかかっている費用で、ここに明記できないものについては、その旨を理由とともに明記していただきたい</p>	

No	ご意見等	当協会の考え方
	と思います。	
92	F O F s の場合は、注書きでもよいので、当該ファンドのコストを記載すべきではないか。	
93	(ル) の後に、なお書きとして投資信託証券に係るコスト(信託報酬その他の知り得るコスト)を原則として記載すべきと考えます。委託会社が投資対象ファンドの投資顧問会社又は副投資顧問会社になっている場合は基本的に記載することとする。	
94	「代表的な支出について記載する」とあるが、具体的にはどういったものが想定されるのか例示してほしい。	委員会決議において、例示として掲げておりますが、その他費用については、「保管費用」、「監査費用」「保管費用及び監査費用以外に発生した費用」について、記載いただくことになります。
95	従来の1万口あたりの費用明細ではどの程度費用がかかっているのか理解が困難であるとの指摘から、総経費率(トータル・エクスペンス・レシオ)の記載を提案する。投資信託の純資産に対して、どの程度の経費がかかっているかを率で示すことにより、費用の把握が容易になり、他の投資信託との横比較にも資することとなるため、費用を意識する受益者にとって有意義な情報開示となるからである。	項番「87」をご覧ください。
96	改正案に「当期中の1万口当りの費用明細の注書きとして「当期中の平均基準価額は〇〇円です」と記載する」という規定が新設されていますが、この数値で当期中の1万口当りの費用を控除すれば、米国のミューチュアル・ファンドで開示されているトータル・エクスペンス・レシオに該当する数値を概算できると考えていいのでしょうか。投資信託の保有にかかる総コストは投資家の関心事の一つであり、投資信託についての理解が深い人ほどこの数値を知りたいと思う傾向があります。なぜ日本の投資信託では米国のミューチュアル・ファンドのようにトータル・エクスペンス・レシオの算出ができないのか、計理の方法の違い等技術的な問題かと思いますが、その理由を協会のHP等で丁寧に回答されることが必要と考えます。わが国の投資信託において主流となってしまうファンド・オブ・ファンズについては、実質的な総コストの算出と開示がWG等で強く要望されているにもかかわらず、改正案ではこれに関する定めが見当たりません。大変残念に思います。概算値でよいから実質的な総コストを開示することを協会ルールで定めること、できないファンドについ	←項番「87」をご覧ください。 ←なお、ご指摘を踏まえ、投資先ファンドの支払っている費用につきましては、「各項目の費用は、このファンドが組入れている投資信託証券(マザーファンドを除く)が支払った費用を含みません。」旨の注記を入れることといたします。また、更に各ファンドの状況により、「当該投資信託証券の直近の計算時点における「1万口当りの費用明細」が取得できるものにつ

No	ご意見等	当協会の考え方
	ては「サブファンドが支払っている費用については含まれていません」という注意書きを、受益者が見落とさない程度の大きさ（おそらく本文と同じ程度の大きさ）で注記することを協会ルールで定めることを要望します。	いては「組入れ上位ファンドの概要」に表示することとしております。」旨の注記を入れた上で、当該明細を参照できるようにいたします。
第3条の3 第1項		
(1) 運用経過の説明 ④最近5年間の基準価額等の推移		
97	最近5年間の基準価額の推移のグラフについて、「運用実績が5年未満であってもグラフの横軸は5年とする」という文言を付すことが望ましいと考えます。	ご意見を踏まえ、「運用実績が5年未満であってもグラフの横軸は5年とする」を加える修正をいたします。
98	最近5年間の基準価額の推移のグラフの横軸は、運用実績が5年未満であっても、横軸は5年に統一していただきたいです。	
99	「最近5年間の基準価額の推移」のグラフについて、運用実績が5年未満であっても、横軸は5年に統一していただくようお願いいたします。横軸の目盛りが変わってしまうと、グラフから受ける値動きの印象が変わって見えてしまい、ファンド間の比較を行う場合に一般投資家に誤解を与える可能性があるからです。	
100	最近5年間の基準価額等の推移において、分配金再投資基準価額を記載とあるが、単位型投資信託の場合も同様と考えるのか。	単位型投資信託につきましては、再投資をする仕組みは存在いたしません。しかしながら、パフォーマンスを掲載するに当たり、従来より分配金を再投資したものとみなして取り扱っておりますので、例えば、注記する際に別に「単位型投資信託は実際には分配金は再投資されませんのでご注意ください。」との文言を追加記載することなどが考えられます。
101	「なお、計算期間が6ヵ月未満のファンドについては、各決算日を各年次における一定の決算日と読み替えるものとする。」とあるが、決算日が設定から1年に満たない場合はグラフは作成できるが、図表では記載するデータはないとの認識でいいのか。 また、「計算期間が6ヵ月未満のファンド」との記載ですと、年2回決算ファンドの場合には表示すべきデータ量が11個となるため、「計算期間が6ヵ月以下のファンド」と変更されてはいかがか。	←貴見のとおりと考えます。 ←本件については、「計算期間が6ヶ月または6ヶ月未満のファンド」に修正いたします。
102	表示順・場所について、当該5年間の推移の後に記載される「投資環境」が、5年間の投資環境と混同されないように、表示場所を変更してはいかがでしょうか。たとえば、①の当作成対象期間の基準価額の後に参考情報として表示してはいかがでしょうか。	表示順につきましては、原則、各号(1)～(6)の順としており、その中身の内容まで必ずしも「拘束」するものではないものと考えておりますので、各社で創意工夫のうえ、記載いただくことは問題ないものと考えます。
103	なお書き以下は、「委員会決議」の「基準価	ご指摘の趣旨は理解できますが、規定につい

No	ご意見等	当協会の考え方
	額等の推移」の箇所を手当てされているため不要として宜しいのではないのでしょうか。	ては特段問題ないものと考えますので、原案のとおりといたします。
104	計算期間が 6 ヶ月未満のファンドにおいて「各年次における一定の決算日と読み替える」とはどういう意味か。毎作成期末を基準日として図表を作成し、5年間で10作成期分が表示されるという理解でよいか	5年間で5作成期分を想定して記載した箇所ですので、例えば毎月決算ファンドであれば、年12回ある決算日の内の2回の内の1回の作成期末を基準日として、5年間分に読み替えるものも想定した記載です。
105	表示事項にファンドの騰落率がありませんが、不要でしょうか。 また、なお書き中の「各年次における一定の決算日」とは作成期間末日と理解すれば宜しいのでしょうか。	←規定事項は、ミニマムスタンダードで記載しており、必要項目を適宜追加のうえ記載することを妨げているものではありません。 図や表示例を参考にしながら、各社において創意工夫のうえ、適宜追加する等の対応をお願いしたいと考えております。 ←項番「104」をご参照ください。
106	「基準価額の推移及び分配金再投資基準価額の推移を折れ線グラフにより記載するものとする。」とあるが、分配金再投資基準価額の定義がない。交付目論見書の作成に関する規則案第3条(2)④イと同様、「税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額をいう。」と定義してはどうか?	ご指摘を踏まえ、規則第3条の2(5)に定義を入れるよう修正いたします。
107	「基準価額の推移及び分配金再投資基準価額の推移を折れ線グラフにより記載するものとする。」とあるが、親投資信託等の無分配ファンドや結果的に分配していないファンドで基準価額＝分配金再投資基準価額の場合を念頭に、「ただし、設定来分配していない場合には、その旨の注記をし、基準価額の推移の記載のみとする。」と追記してはどうか?	親投資信託は、特殊な形態のものであり、一般の投資家が購入できるものではありません。また、結果的に分配していないファンドは存在するとは考えられますが、一般的には期中の収益を分配することが認知されております。ご指摘のような趣旨のもと、必要に応じた注記を記載することを妨げるものではありませんが、各社において創意工夫のうえ、ご対応いただきたいと考えます。
第3条の3 第1項		
(1) 運用経過の説明 ⑤ ⑥		
108	組入れ資産毎に説明、とあるが、交付目論見書等に主要な投資対象として記載している資産について記載すればいいとの理解でいいか確認したい。	交付目論見書等の主要な投資対象は、当然説明の対象となるものと考えますが、当該計算期間中において主要な投資対象以外で、当該ファンドに影響を与えた資産があるなどの場合は、あわせてそれらの記載をすることも考えられます。
109	「当該投資信託のポートフォリオ(投資信託財産の構成)」とあるが、同規則第3条1項16号と同じ言葉となっている。内容が違うので言葉を変更したらどうか。	ご指摘を踏まえ、「(投資信託財産の構成)」を削除いたします。
第3条の3 第1項		
(1) 運用経過の説明 ⑦当該投資信託のベンチマークとの差異		
110	「なお、ベンチマーク及び参考指数を有していない投資信託にあたっては、この限りでな	開示の趣旨を鑑みると「ベンチマークや参考指数がないため本項目は記載しておりません」

No	ご意見等	当協会の考え方
	い」と記載しているがベンチマーク及び参考指数がない場合はこの項目自体を削除しても良いか。或いは項目は表示し、ない旨を記載すべきか。	という注記のもと項目を記載する等、各社において創意工夫のうえ、対応していただきたいと考えます。
111	ファンドがベンチマークも参考指数も持たない場合、「対比」とならないが、基準価額のみをグラフを記載した上で、ベンチマークもしくは参考指数が無い旨の「具体的な理由」を記載する必要があるのか。もしくは、前記の場合、グラフ自体を掲載せずに「具体的な理由」のみの記載で問題ないか。	
112	改正案には「ベンチマーク及び参考指数を有していない投資信託」とありますが、ベンチマークについては同条第2項において「信託約款又は目論見書においてその旨の記載があるもの」とあり、『有する』としてもよいと考えますが、参考指数はファンドに対して先天的に与えられる性質のものではありませんので、「有する」あるいは「有しない」といった表現には親しまないのではないかと考えております。	ご指摘を踏まえ、「ベンチマークを有していない投資信託及び参考指数のない投資信託」に修正いたします。
第3条の3 第1項		
(1) 運用経過の説明		
113	売買回転率を開示する項目はありますか。また、ファンド・オブ・ファンズの投資対象ファンドのコストも含めた当該ファンドの総コスト率を開示する項目はありますか。もし、無い場合には、どのように計算すれば「概算」なりとも受益者が自分で算出できるか、その方法を明記する必要があると思います。	<p>売買回転率の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、株式の売買比率につきましては、全体版の開示項目として整理しており、現在も開示しております。</p> <p>また、期末時点のファンドにおいて期中に実際に発生したコストの記載をしており、ファンド・オブ・ファンズの取引に係るコストについては、開示することとしております。</p> <p>一方、投資先ファンドを通じてかかってくるコストについては、(6)の③において記載することとしております。その際、当該情報の取得が不可能である場合には、その旨を注記することとしております。</p> <p>なお、ご指摘を踏まえ、投資先ファンドの支払っている費用につきましては、「各項目の費用は、このファンドが組入れている投資信託証券（マザーファンドを除く）が支払った費用を含みません。」旨の注記を入れることといたします。また、更に各ファンドの状況により、「当該投資信託証券の直近の計算時点における「1万口当たりの費用明細」が取得できるものについては「組入れ上位ファンドの概要」に表示することとしております。」旨の注記を入れた上で、当該明細を参照できるようにいたします。</p>
114	売買回転率を開示する項目はありますか。もし、無い場合には、どのように計算すれば「概算」なりとも受益者が自分で算出できるか、その方法を明記する必要があると思います。	
115	当該投信とベンチマークとの差異を比較する期間が明確でないように思われますので、⑦「当該投資信託のベンチマークとの差異を	「当該交付運用報告書作成対象期間中の」という追記については、文言を追加しても問題ないと考えられることから、ご意見を踏まえ、修

No	ご意見等	当協会の考え方
	表示するものとする。」の箇所を、「当該交付運用報告書作成対象期間中の当該投資信託のベンチマークとの差異を表示するものとする。」というように下線部分の文言を追加してはいかがでしょうか。 なお、追加した文言につきましては「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議」別表 1-2, 2, (1), ⑦, ロ.表示上の留意事項の (イ)にも同様の文言が使われています。	正させていただきます。
116	・計算規則第58条の2第2項に対応し、親投資信託に係る運用経過や運用状況の推移は、直前の親投資信託の計算期間を対象として記載する必要があるとの理解でよいか ・⑨における親投資信託に係る「運用経過や運用状況の推移」とは、具体的には、直前の①から⑦までの各図表やコメントを指しているということでしょうか。その場合、親投資信託についても④の5年間の表を作成する必要があるということか	貴見のとおりと考えます。親投資信託については、投資先の状況について基準価額等の推移図、上位10銘柄及び総銘柄数を記載した表、当該親投資信託で支払われたコスト表とともに、資産別、国別、通貨別の円グラフを想定した開示を考えておりますことから、5年間の表までは想定しておりません。
117	投資信託財産計算規則(改正案)の第五八条の二第2項に係るものとして「第3条の3(1)」の内容を交付版に表示する理解でよいか。また、併せて表示する場合、全体版のように子投資信託の報告書の後に添付する方法でよいか。	項番「116」をご覧ください。
第3条の3 第1項 (2) 今後の運用方針		
118	「組入れ資産毎に、交付目論見書の「ファンドの特色」の運用方針に基づいた今後の運用方針を文章にて、簡潔にわかりやすく表示する」とのことだが、当該規定の趣旨を踏まえて、運用方針のコメントを作成していれば、運用報告書(全体版)におけるコメント内容と当該記載内容が同様のものになること自体は問題ないと理解して良いか。	交付運用報告書で全体版を充足していると判断されるのであれば、ご理解のとおりと考えますが、全体版でさらに詳細なコメントを記載することを妨げるものではありません。
第3条の3 第1項 (3) お知らせ		
119	「お知らせ」の箇所に「運用体制の変更等委託会社が重要と判断した変更等」とありますが、アクティブファンドなどでは、運用責任者の異動は重要な情報だと思います。運用責任者の氏名の開示と、その異動を「重要事項」として開示していただくようお願いいたします。	貴重なご意見として、承りたいと存じます。 ご指摘のアクティブファンドにおける重要性は理解できます。現在でも社によっては、運用責任者の氏名等の開示がなされているものもあります。 当該情報の重要性に鑑み、各社の運用体制や商品性格に応じて必要に応じた開示がなされるものと期待しております。
120	「お知らせ」として開示が望ましい事項は、投信協会として具体的な事例を示しガイドラインを示すことがのぞましいと考えます。	委託会社の合併につきましては、投資信託約款においても、一般的には重要な変更該当するものと考えられるため、その場合は当該記載

No	ご意見等	当協会の考え方
	<p>その際、例えば、委託会社の合併のほか、運用体制や運用担当者の変更など、受益者が投信を保有し続けるか否かを判断するのに際し、重要だと思われる事項は入れていただきたいと思います。また、こうした情報は事前に(投資家)に開示されることをのぞみます。</p>	<p>事項として記載されるものと考えております。運用体制の変更につきましても、今回例示を含め記載させていただきました。</p> <p>また、例えば、特定のアクティブファンドなどにおいては、ファンドの性格によって、運用担当者の変更に関する情報が受益者の投信を保有し続けるか否かを判断する際の一定の基準となる場合が考えられます。なお、現在でも、社によっては、運用責任者の氏名等の開示がなされているものもあります。</p> <p>当該情報の重要性に鑑み、各社の運用体制や商品性格に応じて必要に応じた開示がなされるものと期待しております。</p>
<p>第3条の3 第1項 (5) 代表的な資産クラスとの騰落率の比較</p>		
121	<p>代表的な資産クラスとの騰落率の比較については、交付目論見書と同様に指標を用いたグラフの作成が必要となるが、この6種類の指標を用いた図表の作成については削除願いたい。</p> <p>運用業者は、6種類もの指標について、各指標ごとに指標提供会社と利用契約(ライセンス契約)を締結し、それぞれ使用料を支払う必要が出てくる可能性がある。協会規則上の義務となると、その費用はファンド負担となり、最終的にはファンドの受益者が負担することになる。</p> <p>指標の使用料は、ときに数百万円に及ぶものもあり、6種類もの指標になると、その金額はかなり大きくなることが予想される。これは、ファンドのパフォーマンスに悪影響を与え、受益者の利益を損なうものとなる。</p> <p>受益者としても、そのような参考指標の掲載のためにコストをかけるよりは、少しでもパフォーマンスの良いファンドに投資したいと考えるはずである。</p>	<p>リスク表示をするに当たって、商品のリスクを投資家によりわかりやすく情報提供するという金融審議会WGでの報告を受け、それを具体化するために、代表的な6種類程度の資産クラスと比較するという趣旨のもと、特定有価証券等の内容等の開示に関する内閣府令及び本会の規則を改定することといたしますことから、原案のとおりといたします。</p>
122	<p>交付目論見書と共通の記載内容となっている。「交付目論見書の作成に関する規則」第3条第1項2号では「分配金再投資基準価額」とあるが、これは単位型投資信託についても同様か。</p>	<p>単位型投資信託につきましては、再投資をする仕組みは存在いたしません。しかしながら、パフォーマンスを掲載するに当たり、従来より分配金を再投資したものとみなして取り扱っておりますので、例えば、注記する際に別に「単位型投資信託は実際には分配金は再投資されませんのでご注意ください。」との文言を追加記載することなどが考えられます。</p>
123	<p>直近月末時点での騰落率ということで、決算日時点のデータではないため、「上記のリスクリターンは直近月末から60ヵ月遡った算出結果であり、決算日に対応した数値とは異なります。」のようなディスクリーマーを記載したらいかがか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、委員会決議において修正いたします。</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
第3条の3 第1項 (6) 当該投資信託のデータ		
124	① (ロ) 及び③ (ロ) について デリバティブ取引については組入上位及び資産配分などのグラフにはその他としてその損益が含まれている形のみになるかと思う。内閣府令案では組入比率の記載が求められていることから、どのように表示すべきか。それを委員会決議の追加をして頂けるのか。表などを用い、各社判断で対応するのか。	あくまで表示例のため、各取引の状況に応じて、各社において創意工夫のうえ、対応いただきたいと考えます。
125	基準価額の折れ線グラフの対象期間は、設定来でも過去5年でもなく、当該親投資信託等の当該計算期間でよいか	貴見のとおりと考えます。
126	① の組入資産の内容について ● 「作成期末の銘柄数及び上位 10 銘柄とその組入比率の表を表示するものとする」とありますが、全銘柄開示を原則とした上で、「最低限上位 10 銘柄は開示しなくてはならない」としてほしいです。第8条第2項で「規定以上の工夫をすることを妨げない」という文言はありますが、上位 10 銘柄しか開示できないという解釈が生じないような表現を改めていただきたいです。たとえば、アクティブ運用の日本株投信などは全銘柄の開示が望ましいです。 ● 「上位銘柄がファンドの場合には、作成期末の上位 3 位ファンド程度を記載し、それぞれの組入比率の表を表示するものとする」とありますが、「ファミリー・ファンド方式やファンド・オブ・ファンズは組み入れファンドをすべて表示する」ようにしてほしいです。 かりに上位 10 銘柄、上位 3 ファンド (→規則第3条の3 (6) ③) という文言が規則に残る場合には、なぜ上位 3 ファンドなのか、10 銘柄なのかという合理的な理由を投信協会のHPなどを通して説明していただきたいです。数字が独り歩きし、情報開示の後退につながるものが懸念されます。	本件はご指摘のとおり、第8条第2項において解釈可能と考えており、当然各社において必要な銘柄の記載の開示を妨げているものではありません。 しかしながら、誤解を招かないよう、ご意見を踏まえ、上位 10 銘柄及び上位 3 ファンドについては、「上位 10 銘柄以上」、「上位 3 ファンド以上」と記載のうえ、「全銘柄に関する詳細な情報等につきましては、運用報告書(全体版)に記載されております。」旨の注記をするよう、修正いたします。
127	③組入上位ファンドの概要について 「全銘柄数及び上位 10 銘柄とその組入比率を表示するものとする」とありますが、全銘柄開示を原則とした上で、「最低限上位 10 銘柄は開示しなくてはならない」とすべきです。第8条第2項で「規定以上の工夫をすることを妨げない」という文言はありますが、上位 10 銘柄しか開示できないという解釈が業界内に生じないような書き方に改めていただきたいです。	項番「126」をご覧ください。

No	ご意見等	当協会の考え方
	<p>かりに上位 10 銘柄（→規則第 3 条の 3（6）①イ）、上位 3 ファンドという文言が規則に残る場合には、なぜ上位 3 ファンドなのか、10 銘柄なのかという合理的な理由を投信協会のHPなどを通して説明していただきたいです。数字が独り歩きし、情報開示の後退につながることを懸念されます。</p>	
128	<p>（イ）①の組入資産の内容について「作成期末の銘柄数及び上位 10 銘柄とその組入比率の表を表示するものとする」とありますが、「少なくとも上位 10 銘柄」とし、原則は全銘柄を開示すること（インデックスファンドは例外。特にアクティブファンドの場合）としていただきたいです。上位 10 銘柄のみ開示すればよい、あるいは上位 10 銘柄しか開示できないという解釈が生じないよう 10 銘柄が最低ラインであることを周知徹底お願いいたします。</p> <p>・（イ）「上位銘柄がファンドの場合には、作成期末の上位 3 位ファンド程度を記載し、それぞれの組入比率の表を表示するものとする」とありますが、「ファミリー・ファンド方式やファンド・オブ・ファンズは組み入れファンドをすべて表示する」ことを原則とするよう希望します。なぜなら、運用方針や運用対象の異なる複数のファンドを通じて投資を行なった場合、すべてのファンドを開示しなければ、当該ファンドの全体像が不明だからです。</p> <p>・（ロ）については、ファンド・オブ・ファンズも含めて、当該ファンドの全体像が資産配分、国別配分、通貨別配分について、掲載されることとの理解でよろしいでしょうか。ファミリー運用、ファンド・オブ・ファンズについても全体の把握が不可欠だと思いますので、掲載をお願いします。</p> <p>・（ホ）「上位銘柄がファンドの場合には、ファンドの組入資産の内容を表示しないこととする」のは妥当ではないと思います。個社努力で開示可能である部分について、これを制限する文言は入れないでいただきたいと思います。</p> <p>・上記開示において、上位銘柄のみの開示となる場合には、全体報告書において開示されている旨の記載、および運用会社のホームページ上などのどこでその情報を閲覧可能であるのかの記載をお願いいたします。</p>	<p>←項番「126」をご覧ください。</p> <p>←ファンド・オブ・ファンズについては、先ず、当該ファンドが直接投資しているものがファンドのため、例えば、日本国籍のファンドであり、それが邦貨建てのものであるならば、それらのことを開示することが必要不可欠であると考え、規定いたしました。さらに、投資先の内容を見るために、投資先のファンドの開示を別に規定し、開示することとしております。</p> <p>←全銘柄に関する詳細な情報等につきましては、運用報告書（全体版）に記載されております。」旨の注記をするよう、修正いたします。</p>
129	<p>規則第 3 条の 3（6）①（ロ）の記載方法は、ファンド・オブ・ファンズについても同様とすると理解してよいのでしょうか。ぜひ同様</p>	<p>ファンド・オブ・ファンズについては、先ず、当該ファンドが直接投資しているものがファンドのため、例えば、日本国籍のファンドであり、</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
	にさせていただきたいです。	それが邦貨建てのものであるならば、それらのことを開示することが必要不可欠であると考え、規定いたしました。さらに、投資先の内容を見るために、投資先のファンドの開示を別に規定し、開示することとしております。
130	<p>「上位銘柄がファンドの場合には、ファンドの組入資産の内容を表示しないこととする」という表現は不適切ではないでしょうか。開示をするのが原則であり、一定の場合にここに開示しなくても許されるという要件を定めてはどうでしょうか。</p> <p>かりに紙面の関係で交付運用報告書に開示できない場合には、全体版のどこを参照すればよいかをわかるように記載していただきたいです。</p>	<p>←ファンド・オブ・ファンズについては、まず、当該ファンドが直接投資しているものがファンドのため、例えば、日本国籍のファンドであり、それが邦貨建てのものであるならば、それらのことを開示することが必要不可欠であると考え、規定いたしました。さらに、投資先の内容を見るために、投資先のファンドの開示を別に規定し、開示することとしております。</p> <p>←全銘柄に関する詳細な情報等につきましては、運用報告書（全体版）に記載されております。」旨の注記をするよう、修正いたします。</p>
131	<p>①（イ）では上位組入れ銘柄がファンドの場合には上位 3 ファンド程度を記載するとしているが、このようなファンド・オブ・ファンズなどの場合も、当該ファンド全体の保有状況は（ロ）で定められる、資産別配分、国別配分、通貨別配分について、きちんと開示されることを確認お願いいたします。ファンド・オブ・ファンズなどの場合も、組入れファンドごとの配分情報のみならず、ファンド全体の配分情報が必要です。これがないと受益者は自分でデータを集計して計算しないとファンド全体の状況や、投資において発生しているリスクを把握できません。また、債券ファンドの場合は、ファンド・オブ・ファンズにおいても、当該ファンドの全体像を把握できる形でデュレーション、格付け、利回りなどの属性情報も開示されれば、受益者にとってより有益であると考えます。</p>	
132	<p>「追加設定元本額」や「同解約元本額」といった用語は一般の投資家にはわかりにくいので、たとえば ファンドに入ってきた資金額、出ていった資金額など、わかりやすい・理解しやすい表現に変更していただきたいです</p>	<p>ご指摘の趣旨は理解できます。当該趣旨が異なる範囲での適切な用語の使用については、各社で創意工夫できるものと考えております。</p>
133	<p>投資対象資産の配分別（資産クラス、国、通貨）の開示はファンドの全体像把握を助ける有益な方法であると評価いたします。ただ、債券ファンドの場合には、デュレーション、格付け、利回りなどの情報も開示すべきではないでしょうか。一部のファンドでは、格付け別組入比率、業種別組入比率、ポートフォリオの終利・直利、デュレーションなどの開示を既に行っており、受益者にとってわかり</p>	<p>交付運用報告書につきましては、必要最低限の開示を求めるという観点から、ミニマムスタンダードに基づき、規定を定めているところで、ご指摘のような債券ファンドにおける「デュレーション、格付け、利回り」などの情報開示が当該ファンドにとって必要と判断されるものであれば、各社における創意工夫をすることを妨げるものではありません。</p> <p>全体版における開示と交付運用報告書におけ</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
	<p>明です。紙面の関係で開示できない場合には全体版のどこを参照してくださいといった注記を記載するよう要望します。</p> <p>その他、(二)の箇所について、二層以上になる場合について、「実質的収益の源泉が分かるよう記載する」ことは評価しますが、併せて、その構造についてもここで簡単な説明を付していただくと、受益者の理解が促されると思います。</p>	<p>日本国籍のファンドであり、それが邦貨建てのものであるならば、それらのことを開示することが必要不可欠であると考え、規定いたしました。さらに、投資先の内容を見るために、投資先のファンドの開示を別に規定し、開示することとしております。</p> <p>←「その他」については、具体的な構造を簡単に説明する趣旨は意見のとおりと考えますので、各社で創意工夫のうえ、対応するものと考えます。</p>
136	<p>①(イ)では上位組入れ銘柄がファンドの場合は上位3ファンド程度を記載するとしていますが、ファンド・オブ・ファンズの場合は全ファンドを開示しなければ、ファンドの全体像が不明であるので、投資しているファンドすべてを開示することを原則とするよう強くお願い申し上げます。万一、すべてのファンドを開示できない場合は、その開示できない理由を明記していただくようお願いいたします。</p> <p>また、ファンド・オブ・ファンズなどの場合も、当該ファンド全体の保有状況は(ロ)で定められる、資産別配分、国別配分、通貨別配分について開示されることを確認お願いいたします。ファンド・オブ・ファンズでは、組入れファンドごとの配分情報のみならず、ファンド全体の配分情報が必要です。これがないと受益者は自分でデータを集計して計算しないとファンド全体の状況や、投資において発生しているリスクの概要すら把握できません。また、債券ファンドの場合は、ファンド・オブ・ファンズにおいても、当該ファンドの全体像を把握できる形でデュレーション、格付け、利回りなどの属性情報も開示されることを基本としていただきたいと思います。</p> <p>上記のような開示の原則をクリアできない場合は、開示できない旨およびその理由を開示していただきたいと思います。</p>	<p>←項番「126」をご覧ください。</p> <p>←ファミリーファンド方式やファンド・オブ・ファンズについては、まず、当該ファンドが直接投資しているものがファンドのため、例えば、日本国籍のファンドであり、それが邦貨建てのものであるならば、それらのことを開示することが必要不可欠であると考え、規定いたしました。さらに、投資先の内容を見るために、投資先のファンドの開示を別に規定し、開示することとしております。</p>
137	<p>各マザーファンドに均等投資するような場合、上位3ファンド程度とするとかえって分かりにくくなるのではないか。この場合、組み入れているすべてのファンドの比率を記載しても問題ないか。</p>	<p>項番「126」をご覧ください。</p>
138	<p>なお書きは、最初の文章に続けて記載した方が、明確になるのではないのでしょうか。</p>	<p>意味内容が、特段変わるものではないので、原案のとおりといたします。</p>
139	<p>基準価額は分配金再投資基準価額で表示しても差し支えないとの理解で宜しいでしょ</p>	<p>マザー投資信託においては、分配が行われないため基準価額であり、マザー投資信託以外の</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
	うか。	ファンドでは当該ファンドの商品性に応じて、分配金再投資基準価額で表示されると考えられますので、必要に応じた対応となります。
140	委員会決議では、1万口当たりの費用が取得できない場合は表示不要と解される部分がありますが、規則において取得できない場合はその限りではない旨明記してはいいでしょうか。	表示上の留意事項の内容を考えており、規則にあえてそのまま記載する必要はないものと考えます。
141	FOFにおいて、たとえば30ファンドに投資している場合、ポートフォリオの開示対象となる「主な投資先ファンド」の特定は各社判断とし、たとえば「上位5ファンドを主な投資先ファンドとして開示する等」としてよいか。	項番「126」をご覧ください。
142	「ファミリーファンド方式やファンド・オブ・ファンズの場合には、当該投資信託の計算期間末日（作成期間末日）において、主要な投資先ファンドについて直近の計算期間末日における全銘柄数及び上位10銘柄とその組入比率の表を表示するものとする。」とあるが、投資先ファンドがファミリーファンド方式であったり、マスターフィーダー方式である場合の上位10銘柄の組入比率は、ベビーファンドベースでもマザーファンドベースでも、フィーダーファンドベースでもマスターファンドベースでも、入手可能なデータを基に開示すれば足りるか？	従来より、ファンド・オブ・ファンズの投資先の内容については、投資先ファンドの直近の決算日の情報に基づいて開示されているものと理解しております。それらアニュアルレポート等における内容を確認いただいたうえで開示されているものと理解しておりますが、直近の決算日情報がない場合には、その旨を明記のうえ、開示していないという対応をとっているものと考えております。
143	『「ファミリーファンド方式やファンド・オブ・ファンズの組入れファンドの場合、直近の計算期間末日における上位10銘柄を記載し、10銘柄それぞれ・・＜略＞」は、「ファミリーファンド方式やファンド・オブ・ファンズの組入れファンドの場合、組入れファンドの直近の計算期間末日における組入ファンドの組入上位10銘柄を記載し、10銘柄それぞれ・・＜略＞）」という理解で間違いはないか。』組入れファンドが初回決算を迎えていない場合はデータが存在しないため、開示しないという理解でよいか。	従来より、ファンド・オブ・ファンズの投資先の内容については、投資先ファンドの直近の決算日の情報に基づいて開示されているものと理解しております。それらアニュアルレポート等における内容を確認いただいたうえで開示されているものと理解しておりますが、直近の決算日情報がない場合には、その旨を明記のうえ、開示していないという対応をとるものと考えております。
144	「ファミリーファンド方式やファンド・オブ・ファンズの場合には、当該投資信託の計算期間末日（作成期間末日）において、主要な投資先ファンドについて直近の計算期間末日における全銘柄数及び上位10銘柄とその組入比率の表を表示するものとする。また、資産別配分、国別配分、通貨別配分の状況等を図表等を用い、次に掲げる方法により記載するものとする。」とあるが、当該投資先ファンドの計算期間末日がそれぞれ異なる場合には、異なる時点での図表が許容され	投資信託計算規則第58条の2第2項においてファンドの投資先の親投資信託につきましては、直近の決算時点のものを表示するよう定められていることから、当該時点の記載を必須として規定しております。

No	ご意見等	当協会の考え方
	るという趣旨だと考えるが、投資家に、より新しい情報を提供する観点から直近月末等のデータを使用することも許容してはどうか？	
145	ファンド・オブ・ファンズの主要な投資先ファンドの各表示事項について、"当該投資信託の直近の月末"も可能とすることはできないか。	投資信託計算規則第 58 条の 2 第 2 項においてファンドの投資先の親投資信託につきましては、直近の決算時点のものを表示するよう定められていることから、当該時点の記載が必須として規定しております。
146	「ファミリーファンド方式やファンド・オブ・ファンズの場合には、当該投資信託の計算期間末日（作成期間末日）において、主要な投資先ファンドについて直近の計算期間末日における全銘柄数及び上位 10 銘柄とその組入比率の表を表示するものとする。」とあるが、『主要な』とは何か？「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議 別表 1-2 2. (6)①ロ(ハ)」にある「上位 3 ファンド程度」ということか？	項番「126」をご覧ください。
147	③組入上位ファンドの概要について 「～ また、資産別配分、国別配分、通貨別配分の状況等を図表等を用い、次に掲げる方法により記載するものとする。」とあるが、組入上位ファンドの投資対象が例えばコモディティ市場の場合、国別配分という概念が無い場合、記載が困難であるうえ、記載しても受益者に対する説明として意味をなさない。この場合、国別配分を記載しなくても差支えないか。	開示の趣旨を踏まえ、例えば、「当該概念がなく、記載が困難であるため、国別配分を記載していない」旨を記載のうえ、取引を行った国の市場を記載する等、各社において工夫のうえご対応いただきたいと思います。
148	「2D」とは何を意味するのか不明である。ルールなのだから一般的な日本語でわかり易く記載すべきである。	ご意見を踏まえ、「平面のグラフ」と修正させていただきます。
149	「投資先ファンドの構造において、2 層以上になる場合」とは、どういう場合を想定しているのか、具体例をあげていただきたい。	投資先ファンドが親投資信託やETF等において、それらの投資先がリート等の投資信託証券のケース等、ファンド・オブ・ファンズとファミリーファンドの複合形態が想定されます。
第 3 条の 3 第 2 項		
150	運用報告書にあっても、ベンチマークは、目論見書と同様に「指標であって、その変動率に当該ファンドに係る基準価額の変動率を一致させることを目標とすることが当該ファンドに係る約款又は有価証券届出書において定められているもの」であり、アクティブ・ファンドには使用することはできないという認識で良いか。 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第 3 条の 3、第 2 項には「2. 前項に規定するベンチマークとは、当	←今回の改正に係る 6 資産比較の図においてのご指摘であれば、貴見のとおりと考えます。 ←今回の規定はあくまで 6 資産図で用いるベンチマークについて記載しており、一般的にアクティブファンドで使用されているベンチマーク

No	ご意見等	当協会の考え方
	該投資信託の運用成果の評価基準又は目標基準となる指標をいうものとし、投資信託約款又は交付目論見書においてその旨の記載があるものをいうものとする。なお、インデックス運用を行う投資信託の対象指数を含むものとする。」とあるが、運用報告書におけるベンチマークは、目論見書におけるベンチマークとは定義が異なるのか。	の記載までを言及しているものではありません。
第3条の3 全般		
151	MMF 等の日々決算型公社債投信についても同様の開示が求められているが、基準価額の主な変動要因や基準価額の推移等は必要性を感じられない。全体版のように他のファンドと異なった開示方法を行う予定はあるのか。交付運用報告書は他のファンドと同様の開示の場合は、主旨から後退するように見えるがどうか。	今回の交付運用報告書については、一般の投資信託も日々決算型の投資信託も、少人数私募の投資信託も考え方においては全て一緒として整理しております。全体版の運用報告書は今後も作成しますので、決して開示の後退に繋がるものとは考えておりません。なお、日々決算型の投資信託においても、他の投資信託と同様、必要に応じて各社で追記いただくなど、創意工夫することを妨げておりませんので、交付運用報告書における開示事項の充実も可能と考えております。
152	償還時において、全体版と同様に設定以来からの基準価額等の推移や運用コメント等の内容を記載するのか。或いは直近決算日から償還日までの記載で良いか。	信託財産の運用総括表とともに、運用報告書（全体版）における償還時におけるコメントについてまでを今回の交付運用報告書の規定では言及しておりませんが、償還という状況を鑑みて各社において創意工夫のうえ、ご対応いただきたいと考えます。 なお、全体版の運用報告書は従来と同様に作成することとなります。
第8条の2 第2項		
153	運用報告書は、投信のその期の運用内容を知り、「この投信をこのまま保有してよいか」を判断する上での貴重な情報源です。今回の改正の趣旨は（とくに交付運用報告書については）受益者に読んでもらえる、運用について理解してもらうための運用報告書を作るということであったはずで、そのためにも、「規定以上の工夫をすることを妨げない」といった後ろ向きな表現ではなく、プリンシプルを書いて、趣旨を示し（たとえば、「受益者のために今期の運用について分かりやすく報告するものであり、できる限り積極的な開示を行うものとする」など）、各委託会社の自由裁量が働くような表現に改めていただくことを希望します。受益者や投信を保有したいと考えている人にとって、各社の情報開示に対する姿勢・違いがわかるようになることがのぞましいと考えます。	ご指摘の趣旨内容は十分理解しておりますが、協会の規則はミニマムスタンダードをベースとして規定しており、それより先の積極開示は正に各社の創意工夫のもと達成されるべきものと考えております。いただいたご意見につきましては、貴重なご意見として承り、今後の検討課題として考えて参りたいと思っております。
第9条の2 第2項		
154	「冒頭部分及び主要項目の説明の記載に当	本会規則は、ミニマムスタンダードで記載し

No	ご意見等	当協会の考え方
	たつては、日本工業規格 Z8305 に規定する 10 ポイント以上の大きさの文字とする」となっているが、場所を絞らず全体に対して 10 ポイント以上としてはどうか（グラフ等の脚注は除く）。	ております。ご指摘の点は理解できますが、全体的なボリュームなど他の点も考慮しており、規定のような内容となっております。 本改正の趣旨内容を踏まえ、特に問題ないようであれば、各社で創意工夫のうえ、対応いただくことは問題ないものと考えおります。
第9条の2 第4項		
155	交付目論見書の作成に関する規則に関する細則第7条（1）ハでは「難解な専門用語はできるだけ使用しないこと。」とされているのに対し、ここでは「難解な専門用語は・・・使用しないこと。」とされ、「できるだけ」は外されている。これは、「難解な専門用語」の使用に関して交付運用報告書の方が交付目論見書よりも厳しい（より制限的）ということの意味するのか。	本規定につきましては、従来より規定のある運用報告書（全体版）の規定と平仄を合わせておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
第10条 第1項		
156	約款変更および目論見書の記載変更を伴い、相応の準備期間が必要なため、施行以降に計算期間が始まるファンドから対応としていただきたい。	現在、本件に関する内閣府令案も意見募集中であり、実施時期、適用時期について明言できませんが、相応の準備期間が必要との趣旨から、早い段階での規則改正等の準備をしております。 本年 12 月より作成する運用報告書が本実施の対象となることを念頭に予め準備をお願いいたします。
157	全体版の運用報告書について、受益者から交付の請求があった場合の交付方法は「請求目論見書」に準拠する形で良いのか。その際には、必ずしも印刷会社により作成された運用報告書でなくても、販売会社等が PDF 等からプリントアウトし製本した運用報告書を交付しても問題ないとの認識で良いか。	貴見のとおりで問題ないものと考えますが、運用報告書の交付主体はあくまでも委託会社であることにご留意いただきたいと考えます。
158	私募投信においては委託会社の HP で運用報告書を開示しないと思われるが、運用報告書（全体版）を PDF で受益者に交付する場合でも、約款に電磁的方法により提供する旨を定めることが必要か確認したい。	運用報告書（全体版）の規定は、法律と同様の内容を規定しております。ここはあくまで委託会社の HP 等での開示を念頭において記載されているものと考えております。運用報告書（全体版）を PDF で提供した場合、あわせて書面で提供していないのであれば、約款への記載が必要となる可能性がありますので、ご留意ください。
第10条の2 第1項		
159	「交付運用報告書の交付に係る業務に関する委託契約」は、本規則改正施行後にその目的で新たに締結する必要はなく、既存の「募集・販売契約」等に基づいて当該業務に相当する業務を含めて販売会社に委託できるようになっていればよいと理解してよいか。	基本的には、そのように理解しておりますが、個別の委託契約を指しておりますので、各社において、必要に応じて改正が必要な場合には、ご対応いただければと考えます。
160	「委託会社と交付運用報告書の交付に係る業務に関する委託契約」との規定は、既存の	既存の販売契約で交付運用報告書に係る交付の委託が認められていないのであれば、意見の

No	ご意見等	当協会の考え方
	販売契約のもとではいかなる場合も交付運用報告書の交付を委託することは認められず、販売契約の改定を前提とされているのか確認したい。	とおりと考えます。なお、当該内容は、個別の契約に該当するものと認識しておりますので、各社においてご対応いただきたく、お願いいたします。
161	受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われたものであるが、投資信託約款において運用報告書を交付しない旨を定めていない親投資信託の場合、交付運用報告書の作成・交付が必要と考えられるが、信託報酬や分配はないものの左記条文に即して作成・交付することでよいか？	投資信託約款において、運用報告書を交付しない旨を定めていないということであれば、記載の内容のとおりと考えます。
第 12 条 日々決算型公社債投信の運用報告書の本文の表示事項		
162	<p>【第 12 条 日々決算型公社債投信の運用報告書の本文の表示事項は、次に掲げる事項とする】については、今般の改正の対象とはなっておりません。</p> <p>しかし一方で、現在、金融庁で意見募集中である【投資信託財産の計算に関する規則の改正案】においては、第 58 条第 1 項の新設条項として、『一 当該投資信託の仕組み』、『四 当該投資信託財産の計算期間中における投資信託委託会社及び受託会社に対する報酬並びに当該投資信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらに対価とする役務の内容』が追加されています。</p> <p>これを受け、当該規則 第 12 条で規定する「日々決算型公社債投信の運用報告書の本文の表示事項」につきましても、上記 2 項目の追加が必要ではないかと思料します。</p>	<p>規則の第 11 条において、第 2 条の公社債への投資運用を目的とする追加型投資信託であって日々決算を行う投資信託の運用報告書の表紙の表示事項について準用しております『一 当該投資信託の仕組み』につきましては、修正の必要がないものと考えます。</p> <p>一方、『四 当該投資信託財産の計算期間中における投資信託委託会社及び受託会社に対する報酬並びに当該投資信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらに対価とする役務の内容』について、ご指摘のとおりと第 12 条中に規定がないことから、ご意見を踏まえ修正いたします。</p>
その他		
163	今回、全体版での開示方法の大幅な改定はないようですが、保有銘柄情報において保有銘柄の識別コード（証券コード、ISIN、ティッカーなど）を開示すべきと思います。債券ファンドであれば、交付版で開示が可能ではないならば、全体版でデュレーション、格付け、利回りなどの属性情報も開示すべきと思います。また、外国籍ファンドを組み入れているファンド・オブ・ファンズでは、銘柄情報の基準日が 1 年近く古い場合もあり、改善が必要であると考えます。	<p>保有銘柄の識別コード、債券ファンドにおける「デュレーション、格付け、利回り」などの情報につきましては、現在でもそれらの開示を妨げているものではありません。各社で創意工夫のうえ、対応できるものと考えております。</p> <p>なお、外国籍ファンドにおけるご指摘につきましては、現状、親投資信託と定義されるものも含み、運用会社としては公開された決算情報のもと開示することが前提のため、古いデータを使用せざるを得ない状況にあります。</p>
164	今回、全体版での開示方法の大幅な改定はないようですが、債券ファンドであれば、交付版で開示が可能ではないならば、全体版でデュレーション、格付け、利回りなどの属性情報も開示すべきと思います。また、外国籍ファンドを組み入れているファンド・オブ・フ	<p>債券ファンドにおける「デュレーション、格付け、利回り」などの情報につきましては、現在でもそれらの開示を妨げているものではありません。各社で創意工夫のうえ、対応できるものと考えております。</p> <p>なお、外国籍ファンドにおけるご指摘につき</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
	<p>ァンズでは、銘柄情報の基準日が1年近く古い場合もあり、改善努力義務の明記が必要であると考えます。</p>	<p>ましては、現状、親投資信託と定義されるものも含み、運用会社としては公開された決算情報のもと開示することが前提のため、古いデータを使用せざるを得ない状況にあります。</p>
165	<p>今般の目論見書、運用報告書についての協会規則の改定は、受益者に誤解なく、より読みやすくわかりやすい情報開示に資するためのもので理解しております。また、規則をもって記載方法などを定めることで、受益者および受益者に情報提供を行う専門家などがファンド間の比較を行うことができるよう環境を整えることも、本改定の大きな成果であると考えます。したがって、この改定によって変わった目論見書や運用報告書を手にした受益者が、ほんとうに読んでくれたのか、理解を深めたのか、開示された情報が受益者にとって有益に活用されているかなどの結果を検証し、改めて目論見書や運用報告書のよりよいあり方を見直す必要があると考えます。ぜひ、目論見書、運用報告書に関する両規則について、3年程度以内に見直しを行なうことを追加するようご検討ください。</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律附則第38条（検討）において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とありますことから、同内容と合わせた附則の対応をしたいと考えます。</p>
166	<p>3年内に見直しを行うという文言を入れておくことを要望します。</p>	
167	<p>今般の目論見書、運用報告書についての協会規則の改定は、受益者に誤解なく、より読みやすくわかりやすい情報開示に資するためのもので理解しております。つきましては、改定を受けて実際に世に出た目論見書、運用報告書が実際に受益者に読まれ、理解されているかの検証を行なうとともに、より読みやすい、理解されやすいものとなるよう、付則において「3年以内に見直しを行う」旨を加えていただくようお願いいたします。</p>	
168	<p>運用報告書制度の見直しは始まったばかりで、受益者等の反応を見ながら一層の改善を進めていくことが望まれます。そこで、改正案については3年後に見直しのためのワーキング・グループを協会内に設置するといった一文を付則として加えていただきたいと思います。</p> <p>運用報告書を受益者に読んでもらえるものとするためには、運用報告書の様式の工夫も大切ですが、受益者の教育や販売金融機関への働きかけも欠かせないと考えます。そこで、①「このたびの改正の趣旨と交付運用報告書の読み方のポイント」を協会 HP 等で説明する等の取組みを行っていただくこと ②販売金融機関の協力をいただき、交付運用</p>	<p>←項番「165」をご覧ください。</p> <p>←ご指摘の趣旨は理解できますので、①及び②につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
	報告書を使った運用報告会を開催すること等の取組みを行なうことを提案させていただきます。	
169	今般の法改正・規則改正に伴い、今後一層多様なデータから必要なものを効率的に入手・整備・管理する観点から伺いたいが、運用状況等に関するファンドの数値データの記載にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」、「投資信託に関する会計規則」等に基づき算出された数値データによる記載を原則とする考え方であることを確認したい。	運用状況等に関するファンドの数値データの記載につきましては、当該データを準備するに当たって「投資信託財産の計算に関する規則」、「投資信託に関する会計規則」等に基づき算出された数値データのみで対応可能であれば、貴見のとおりかもしれません。本規定作成に当たって必ずしもそこまで念頭に規定を策定したものではありません。
170	特に交付運用報告書の記載事項は、他の投資信託との横比較を前提とした上で、必要最低限とし、他の開示項目は委託会社各社が自主的に判断する裁量を与えるプリンシプルベース・アプローチ及びコンプライ・オア・エクスプレインを基本とすべきである（交付運用報告書については委員会決議における雛形の提示はしない）。運用報告書改善に関する当初の目的に照らし、金融リテラシーの高くない受益者が適切に情報を理解できる必要最低限の内容にすべきである。	ご指摘の趣旨内容は十分理解しておりますが、協会の規則はミニマムスタンダードをベースとして規定しており、それより先の積極開示は正に各社の創意工夫のもと達成されるべきものと考えております。
171	適格機関投資家向け私募ファンドについても、今回の改正はそのまま、適用されることとなるのでしょうか。 そもそも、既存の運用報告書に加え、毎月、詳細な運用レポートを提供していること等から、適格機関投資家向けに要約版として交付運用報告書を作成して提供することに関して、あまり必然性が感じられません。 また、私募ファンドは作成部数が少なく、作成費用も公募ファンドに比べると少なく済んでおりますが、今後、作成量が増えることにより外部委託せざるを得なくなるなど、作成費用と事務負担が増すことが懸念されます。	適格機関投資家向け私募ファンドにつきましては、運用報告書（全体版）と同様に、投資信託約款において交付しない旨を定めている場合には、交付運用報告書においても同様の規定が適用されるものと考えております。 一方、49人以下を対象とするような少数私募ファンドにつきましては、上述の規定が適用されませんので、従来の運用報告書（全体版）の作成に加え、交付運用報告書の作成、交付をする必要があります。
172	最終頁に、ベンチマークに対するディスクレマー（例：〇〇インデックスとは〇〇が開発した・・・インデックスです。）の記載はあるが、代表的なアセットクラスのリターン算出に用いたインデックスについてはディスクレマーの記載がない。これはベンチマークではないので、不要ということになるのか。	ディスクレマーの記載については、あえて記載しておりませんが、当該使用する指標の内容に応じて、当該インデックスの内容を説明することを妨げているものではありません。
173	ファンド・オブ・ファンズの特例等として、準用する規定に本件新設される条文を追加したうえで、3項、4項は全体版に適用される旨の手当ては不要でしょうか。	ご指摘の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、「ファンド・オブ・ファンズの特例等の手当て」の修正は必要ないものと考えております。
174	第3章 第11条～第15条について、運用	第11条～第15条の規定は、日々決算型の全

No	ご意見等	当協会の考え方
	報告書(全体版)との手当てが為されていない。	体版の規定となっております。この中で、1万口当たりの費用明細につきましては、第12条の一部修正を加える予定ですが、他の項目について、特段記載項目を変える必要はないものと考えております。
【投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議】		
規則第3条		
175	分配金に対する「税込み」と「税引き前」の表示の統一をお願いしたい。	意味内容が同様のため、適宜読み替えていただきたいと考えます。
176	「当期分配金」には「対基準価額比率」を表示するものとされているが、当該比率を記載することとした理由はなにか確認したい。昨今は、分配金が実勢以上であることなどが問題視される風潮がある中、分配金競争を増長させる恐れはないのか	ご指摘の点につきましては、当ファンドのパフォーマンスに関する情報としては意味があると考えられ、具体的な数値の表示について基準価額に対する百分率を記載した上で、各投資家の収益率を意味するものではない旨を明らかにする注記をすることで対応することと整理しています。
別表1-2		
1. 表紙の表示事項(規則第3条の2)		
177	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則では(8)ではないか	ご意見を踏まえ、修正いたします。
178	別表1-2 第1項7号については、第7号でなく第8号の記載違いではないか。	
別表1-2		
2. 本文中の表示項目(規則第3条の3)		
(1) 運用経過の説明		
① 基準価額等の推移		
イ. 表示例		
179	「分配金再投資基準価額は、収益分配金(税込み)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンド運用の本質的なパフォーマンスを示すものです。」という注意書きのうち、「本質的な」より「実質的な」のほうがより適切な表現だと考えます。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
180	「既払分配金額」だけでは受益者が見た際に設定以来の分配金を連想しないか。「作成対象期間中の既払分配金額」としてはいかがか。	ご意見の箇所につきましては、意味内容が同様と考えておりますことから、各社において創意工夫のもと記載することは差し支えないものと考えますので、原案のとおりといたします。
181	基準価額の推移等については「当該期間」「最近の5年間」のみならず設定来の情報を記載するように定めるべき。	現在、運用報告書につきましては、全体版のものにおいて、単位型で設定来の実績を記載しております。追加型ではファンドの性質に応じ、3期～5期の記載をしたうえで、当該ファンドが償還した際には、設定来のコメント等を付して開示するなどの開示に取り組んでおります。 今回の交付運用報告書の取組みは、全体版の開示項目とは別にわかりやすい開示に取り組むという趣旨から規定しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
182	費用明細の全体の費用比率(エクスペンスレ	1万口当たりの費用明細の中に、今回の改正

No	ご意見等	当協会の考え方
	シオ)及び過去の分配金額の情報は設定来から情報として運用報告書に掲載してほしい。(表形式で構わない)	により「%」を記載する改正を実施しております。また、運用管理費用に当たる信託報酬、有価証券取引税、売買委託手数料の他に従来「保管費用等」と一括りにしていたものを「保管費用」「監査費用」という代表的なコストの項目に「その他」という項目を追加して当期中に当該ファンドで発生したコストがあれば、個別に開示することとなりました。これら合計したトータルの「額」及び「%」がご指摘されている海外のトータル・エクスペンス・レシオに相当するものとして考えております。 なお、「%」の表示に当たり、「比率」欄は1万口当たりのそれぞれの費用金額を期中の平均基準価額で除して100を乗じたものです。」との注記を入れることといたします。 また、過去の分配金額の情報は設定来からのご要望ですが、運用報告書は当該作成期間中の開示を基本として考えております。
183	月単位での組み入れ資産比率を100%積み重ね折れ線グラフで表記する。(分類は、日本株/先進国株/新興国 REIT/短期金融資産・現金、など)	いただいたご意見につきましては、貴重なご意見として、今後の検討課題とさせていただきます。
(1) 運用経過の説明		
①基準価額等の推移		
ロ. 表示上の留意事項		
184	(二)について、「既払分配金額」ではなく「対象期間における期中分配金合計額」のほうがより適切な表現と考えます。	ご意見の箇所につきましては、意味内容が同様と考えておりますことから、各社において創意工夫のもと記載することは差し支えないものと考えますので、原案のとおりといたします。
185	ロ. 表示上の留意事項の説明において、ベンチマークを併記するよう説明があるが、参考指数についての記載はない。④最近5年間の基準価額等の推移には参考指数についての説明があるが、当該個所にも同様の記載が必要ではないか。	「基準価額等の推移」の図は、ベンチマークのみを記載上必須とすることとしており、参考指数については、敢えて触れておりません。 仮に、参考指数がいくつもあると見づらい図となると考えておりますが、参考指数が1つで受益者に誤解のないように説明できるのであれば、その記載までは妨げていないという趣旨から、敢えて、ここについては、参考指数について触れませんでした。 一方、「最近5年間の基準価額等の推移」については、図の点については、「基準価額等の推移」と考え方は一緒ですが、表についてはいくつか参考指数を記載しても問題ないと考えております。 仮に、参考指数が1本だけで、図及び表の両方に入れても説明がつくということであれば、それで良いと考えており、こちらは、図と表の両方を指して入れているような記載といたしました。
(1) 運用経過の説明		
②基準価額の主な変動要因		

No	ご意見等	当協会の考え方
186	規則第3条の3に同様の規定があるため、不要として宜しいのではないのでしょうか。	記載していても支障がないため、そのまま存置させていただきます。
<p>(1) 運用経過の説明</p> <p>③ 1万口当たりの費用明細</p> <p>イ. 様式例</p> <p>(注1) の (追加型投資信託)</p>		
187	有価証券取引税は日本では廃止されているため、有価証券取引税 (外国) としてはどうか。	ご意見のとおり有価証券取引税は日本では廃止されており、「有価証券取引税 (外国)」と記載することを妨げているものではありません。あくまでも例示ですので、各社で創意工夫のうえ記載することと考えます。
188	<p>● 「1万口当たりの費用明細」について、欄外の注意書きで「当期中の平均基準価額は〇〇円です」と記載する規定が新設されています。「1万口当たりの費用 (金額)」を「期中の平均基準価額」で控除すれば、トータル・エクスペンス・レシオ (総経費率) に近い数値になると考えてよいのでしょうか。協会のHPなどでこうした疑問に答えていただけるとありがたいです。</p> <p>● 「当期中の平均基準価額は〇〇円です」という文言は、欄外の注に記載するのではなく、「1万口当たりの費用明細」という表タイトルのすぐ横 (表の上) など、受益者の目につくところ・見落とさないところに記載することを希望します。</p> <p>● ファンド・オブ・ファンズの実質的成本に関する開示のルールが今回の改正案では定められていないようです。FOFの実質的成本についてはどのように開示されるのでしょうか？ 投資先の投信も含めたFOFの実質コストについては、概算でもよいので、開示することを強く要望します。万が一できない場合には、「投資先の投信 (サブファンド) が支払っている費用については含まれていません」という文言を見落とさない文字の大きさと記載すべきだと考えます。</p>	<p>←トータル・エクスペンス・レシオについては、項番「87」をご覧ください。</p> <p>←ご指摘の「当期中の平均基準価額は〇〇円です」という文言については、欄外ではなく、表内に記載することとしております。なお、誤解を招かないよう規則の一部を修正させていただきます。</p> <p>←ファンド・オブ・ファンズの実質的成本の開示については、項番「90」をご覧ください。</p>
189	当社および他複数社において、信託事務の諸費用については、約款にて、信託事務の処理等に要する諸費用 (監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。) は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。のように規定し、目論見にて、監査費用、印刷費用などの信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率 0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、・・・信託財産中から支払われます。のように開示したうえで、諸費用を合算で同一科目で管理・処理し	費用について、保管費用の他、監査費用は代表的項目に該当すると考えられることから、別記標記をすることといたしましたので、原案のとおりといたします。

No	ご意見等	当協会の考え方
	ていることから、「監査費用」と「その他の印刷費用など」を別々に表示することは、概念的にそぐわず、また実務的にも不可能なため、これまで通りの開示方法も認めてほしい。	
190	他の記載箇所は「費用明細」で統一されているので ③1 万口当たりの費用の明細 → ③1 万口当たりの費用明細ではないか。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
191	<p>その他費用の箇所「上記以外に発生した費用について、具体的な項目及び役務の内容等を記載するものとする」とありますが、「上記以外に発生した主要な費用について、具体的な項目及び役務の内容等を記載するものとする」として頂きたい。</p> <p>この件につきましては、有価証券届出書に関する規定であります、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」第四号様式、(記載上の注意)、(25)「その他の手数料」においても、「主要な手数料等」と定められています。</p> <p>また、「交付目論見書の作成に関する規則に関する細則」第 6 条②、(ア)、(記載上の留意事項)、5 においても「その他の費用・手数料は、主要なものについて」と定められています。</p> <p>主要な費用についてのみ記載することは、受益者にとっての見やすさ、わかりやすさの点でも資するものと思われま。</p> <p>以上を勘案致しますと、上記で指摘した箇所に「主要な」と追加することが妥当ではないかと思われま。</p>	<p>ご指摘の点につきまして、「交付目論見書」におきましては、料率などで表示できないものや後から発生するコストなども存在することから、表示のような記載になっているものと考えております。</p> <p>一方、運用報告書につきましては、当期中において実際に発生したコストが記載できるものと考えられますことから、当期中に発生したコストで実際に金額が記載されるようなものについては、開示すべきものと考えますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
192	(☆2) が重複している。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
<p>(1) 運用経過の説明</p> <p>④最近 5 年間の基準価額等の推移</p> <p>イ. 表示例</p>		
193	5 年間分の記載が必要であるが、決算日は 6 回分表示されており、最初の決算日は言わば計算期初として、基準価額と純資産総額のみ記載されるべきであるため、それが認識できるように表示すべきと考えられる。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
194	「騰落率」の項目があるが、グラフでは、基準価額と分配金再投資基準価額の 2 種類があるため、どちらの騰落率を記載するかについての手当が必要と考えられる。	あくまでも表示例ですが、表中においては、分配金再投資基準価額における騰落率を想定しています。同表に分配金再投資基準価額を記載することも問題ありませんので、その際には、各社で創意工夫のうえ、どちらの騰落率かを明確にわかるように区分して、記載しても差し支

No	ご意見等	当協会の考え方
		えないものと考えます。
195	「●参考指数に関して ・海外の指数は、基準価額の反映を考慮して、現地前営業日の終値を採用しています。」の注記に、海外現地での不測の事態にも対応できるように、「原則として」を入れて記載することは可能か。	ご指摘の箇所につきましては、「現地での不測の事態」という箇所について、趣旨内容を明確にしたうえで対応いただくことについては、各社における創意工夫の範囲内であると考えます。
196	「分配金再投資基準価額」を使用することになっているが、単位型投資信託についても、同様か。「分配金加算」のほうが適切ではないか。	単位型投資信託につきましては、再投資をする仕組みは存在いたしません。しかしながら、パフォーマンスを掲載するに当たり、従来より分配金を再投資したものとみなして取り扱っておりますので、例えば、注記する際に別に「単位型投資信託は実際には分配金は再投資されませんのでご注意ください。」との文言を追加記載することなどが考えられます。
(1) 運用経過の説明		
④最近5年間の基準価額等の推移		
ロ. 表示上の留意事項		
197	(二) について、規定案のままだと、6ヶ月(年2回)決算ファンドは、5年×2期=10期分の記載が必要となる。このため、なお書きについて、「計算期間が <u>6ヶ月または6ヶ月未満</u> のファンドについては(以下略)」等に修正する必要があると考えられる。	ご意見を踏まえ、修正いたします。
198	参考指数の表示について、バランスファンドの場合は、複合した指数を表示するかまたは個別指数を表示するかは各社の任意という理解でよいか。	基本的には、参考指数は当該ファンドの投資対象資産の相場を説明する代表的な指数を個別に記載するものと考えておりますが、仮に合成して複合した指数を表示する場合には、その根拠となる注記を記載の上、対応するなど、各社で適宜対応いただくものと考えます。
199	イ.表示例の図表に記載されているファンドの騰落率の記載がないので、(二)の文章中に「基準価額(分配金再投資ベース)の騰落率」追記してはどうか。	規定事項は、ミニマムスタンダードで記載しており、必要項目を適宜追加のうえ記載することを妨げているものではありません。図や表示例を参考にしながら、各社において創意工夫のうえ、適宜追加する等の対応をお願いしたいと考えております。
200	規則では、グラフの種類として棒グラフの記載がありますが、平仄を合わせる方が宜しいのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、規則に平仄を合わせ、「棒グラフ若しくは面グラフを併記し」に修正いたします。
(3) お知らせ		
201	当該表示例にしばられることなく、運用部門内の組織変更・再編等があった場合でも、各委託会社の判断で重要・非重要な判断することが認められることを確認したい。	表示例はあくまでも表示例であると考えております。各社において、その重要性を判断いただき、受益者にとって必要と認められる情報が開示されよう適切な対応をいただきたいと思います。
(4) 当該投資信託の概要		
ロ. 表示上の留意事項		
202	「運用方法」は運用方針と内容が重複するため、今まで通り「組入制限」としてはどうか。なぜ「運用方法」に変更が必要なのかご教示いただきたい。	表示内容はご指摘のとおりです。意味内容が同様のことを指す場合の用語の使用につきましては適宜対応していただきたいと思います。

No	ご意見等	当協会の考え方
	もし、「運用方法」とするのであれば、その定義をご教示いただきたい。	
(5) 代表的な資産クラスとの騰落率の比較		
203	交付目論見書と共通の記載内容となっている。「交付目論見書の作成に関する規則」第3条第1項2号では「分配金再投資基準価額」とあるが、これは単位型投資信託についても同様か。	単位型投資信託につきましては、再投資をする仕組みは存在いたしません。しかしながら、パフォーマンスを掲載するに当たり、従来より分配金を再投資したものとみなして取り扱っておりますので、例えば、注記する際に別に「単位型投資信託は実際には分配金は再投資されませんのでご注意ください。」との文言を追加記載することなどが考えられます。
204	不要。日本株にしか投資しないようなファンドなどで他資産と比べるグラフは混乱を招くだけ	リスク表示をするに当たって、商品のリスクを投資家によりわかりやすく情報提供するという金融審議会WGでの報告を受け、それを具体化するために、代表的な6種類程度の資産クラスと比較するという趣旨のもと、特定有価証券等の内容等の開示に関する内閣府令及び本会の規則を改定することといたしますことから、原案のとおりといたします。
(6) 当該投資信託のデータ		
①当該投資信託の組入資産の内容		
イ. 表示例		
205	「組入（上位）ファンド（銘柄）」中の「（銘柄）」は、不要ではないでしょうか。	ファンドが直接投資の銘柄になることも想定していますことから、「（銘柄）」と記載しておりますので、原案のとおりといたします。
(6) 当該投資信託のデータ		
①当該投資信託の組入資産の内容		
ロ. 表示上の留意事項		
206	①のロ. (ハ) に「上位3ファンド程度を記載し、それぞれの組入比率を記載するものとする。」とありますが、「上位3ファンド以上かつ、当該ファンドの組入比率合計が50%超となるファンドの名称及びそれぞれの組入比率並びにその他のファンド数とその組入比率合計を記載するものとする。」と修正してはどうか。 本来のFOFsはREITファンド等のように組入れ銘柄数は多いのが一般的と考えます。一般ファンドで組入れ銘柄が3銘柄というファンドは少ないと思います。	項番「126」をご参照ください。
(6) 当該投資信託のデータ		
②純資産等		
ロ. 表示上の留意事項		
207	単位型の場合は、当初設定元本額や残存率は記載せずに解約元本額の記載だけで良いか。	単位型の場合、追加設定元本額に該当するものはないので、解約元本額の記載となりますが、それ以上の記載を妨げるものではないと考えます。
(6) 当該投資信託のデータ		
③組入上位ファンド（銘柄）の概要		
ロ. 表示上の留意事項		

No	ご意見等	当協会の考え方
208	ファンド・オブ・ファンズについては、「1万口当たりの費用明細」の情報の取得が不可能の場合の手当ての記載があるが、「基準価額の推移」、「国別配分」、「通貨別配分」についても、入手が不可能の場合の手当てが必要ではないか。(外国投信等で、それらの情報の入手が困難なケースがあり得ること、また内閣府令上の必要記載事項ではないことから)	従来より、ファンド・オブ・ファンズの投資先の内容については、投資先ファンドの直近の決算日の情報に基づいて開示されているものと理解しております。それらアニュアルレポート等における内容を確認いただいたうえで開示されているものと理解しておりますが、直近の決算日情報がない場合には、開示していないという対応を取るものと考えておりますので、そこまでの対応はしなくても問題ないものと考えます。
209	外国籍投信等の場合には投資元ファンド(当ファンド)の作成期末時点での有価証券明細・資産別配分・国別配分・通貨別配分などを取得できないケースがあるため、取得が不可能な場合はその旨を記載する対象を、費用明細だけでなく投資先ファンドの情報全体に置き換えられないか。 もしくは、作成期末時点だけでなく、入手可能な直近月末・直近計算期間末のいずれかから委託会社が選択して掲載することとできないか。	←項番「208」をご覧ください。 ←投資信託計算規則第58条の2第2項においてファンドの投資先の親投資信託につきましては、直近の決算時点のものを表示するよう定められていることから、当該時点の記載が必須として規定しております。直近の月末時点の作成につきましては、今後の検討課題にさせていただきますと考えております。
210	期末日を表す文字として、「作成対象期間末日」と「作成期末」の双方を使用されているが、同じ日を示していると思われるため、言葉を統一したらいかがか。	貴見のとおりと考え、対応できる範囲での修正をさせていただきます。
211	「組入上位ファンド(銘柄)の概要」の中で、上位10銘柄およびそれぞれの組入比率と全銘柄数の開示については、ファミリーファンド方式とファンド・オブ・ファンズの場合には直近の計算期間末日を使用、それ以外の場合は投資元ファンド(当ファンド)の作成期末を使用する。 また、1万口当たりの費用の明細、資産別配分、国別配分、通貨別配分はすべて投資元ファンド(当ファンド)の作成期末を使用する。これらの認識で相違ないか。	←ファミリーファンド方式とファンド・オブ・ファンズ以外のものもあわせて、直近の計算期間末日を使用することで統一するものと考えます。 ←投資先ファンドのものを使用することになります。
212	「・・・ファンドの特色に応じて、作成対象期間の組入上位銘柄毎に・・・」とありますが、「作成対象期間末日の組入上位ファンド毎に」という理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりと考え、対応できる範囲での修正をさせていただきます。
213	「・・・作成対象期間の組入上位銘柄毎に基準価額の推移、作成期末の上位10銘柄・・・」とあるが、「組入上位銘柄毎に、作成対象期間の基準価額の推移、作成期末の上位10銘柄・・・」との理解でよいか	貴見のとおりと考えます。
214	別表1-2 2.(6)③ロ.(ニ)は、(ロ)	ご指摘のとおりですが、明確に内容がわかる

No	ご意見等	当協会の考え方
	の事項と重複していますでしょうか。	ように記載しておりますことから、そのまま存置したいと考えます。
215	ファンド・オブ・ファンズについて、上位3ファンド程度を記載するとなっているが、運用ルール上やむなく2ファンド目を少量を組み入れている場合は、その2ファンド目を対象外としてもよいか。	ご指摘の2ファンド目につきまして、記載を省略することはできないと考えます。
216	「当該投資信託がファミリーファンド方式やファンド・オブ・ファンズの場合は、計算期間末日（作成期間末日）における上位3ファンド程度を記載し、それぞれの組入比率を記載するものとする。」と記載されているが、一部のファンド・オブ・ファンズのように、組入比率が1位と2位で大きく異なる場合も2ファンドとも記載する必要あるのか？同様に8資産（8ファンド）に均等に投資するようなファンド・オブ・ファンズの場合にも全8ファンドとせず3ファンド程度に絞るべきか？	←ご指摘の2ファンドにつきましては、2ファンドとも記載する必要があり、2ファンド目の記載を省略することはできないと考えます。 ←項番「126」をご覧ください。
217	③ロ.（ハ）の規定については、委託会社が当該ファンドの投資顧問会社又は副投資顧問会社となっていない場合に限るべきではないか。 委託会社が投資顧問会社又は副投資顧問会社になっているということは、当該ファンドの設定又は組成に関わっているはずであり、安易に情報の取得が不可能とは言い難いのではないか。取得を前提に組成すべきである。	開示できるものは開示されるものと考えており、何かに限定する必要はないものと考えますことから、原案のとおりとさせていただきます。
218	③ロ.（ホ）の規定について、投資対象ファンドがマスター・ファンドを組入れている場合等を意図されているものと考えますが、マスター・ファンドであるか否かの判断はどのようにされるのでしょうか。	当該ファンドの内容の確認については、委託会社がプロスペクタス等を確認するなどにより判断しているものと考えております。
219	イメージ図は、資産別配分、国別配分、通貨別配分が例示されているが、例示された配分表を、必ずしも3つ掲載する必要はないという理解でよいか。	ご質問の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、原則、円グラフは「資産別配分」、「国別配分」、「通貨別配分」を記載するものと認識しております。
220	当該規定において個々の文言がどの階層について述べているのかわかりにくく、運用報告書に関する規則改定案第3条の3（6）③と同様に、適宜「投資先ファンドの」「当該投資信託」のといった語句を補うことで、趣旨を一層明確にしていきたい。	貴見のとおりと考え、対応できる範囲での修正をさせていただきます。
別表2 公社債への投資運用を目的とする追加型投資信託であって日々決算を行うファンドの表示内容（規則第14条）		
221	【投資信託及び投資法人に係る運用報告書に関する委員会決議 別表2 公社債への投資運用を目的とする追加型投資信託であつ	規則の第11条において、第2条の公社債への投資運用を目的とする追加型投資信託であって日々決算を行う投資信託の運用報告書の表紙の

No	ご意見等	当協会の考え方
	<p>て日々決算を行うファンドの表示内容(規則第14条)においても、計算規則第58第1項第1号および同項第4号に定める事項を記載する際のその記載方法について例示すべきではないかと考えます。</p>	<p>表示事項について準用しております『一 当該投資信託の仕組み』につきましては、修正の必要がないものと考えます。</p> <p>一方、『四 当該投資信託財産の計算期間中における投資信託委託会社及び受託会社に対する報酬並びに当該投資信託財産に関して受益者が負担するその他の費用並びにこれらに対価とする役務の内容』について、ご指摘のとおり第12条中に規定がないことから、ご意見を踏まえ修正いたします。</p>
222	<p>日々決算ファンドについては従来通りの運用報告書という認識で良いでしょうか。対応詳細が規定されていないので、規定をお願いします。</p>	<p>日々決算ファンドの全体版につきましては、従来と異なり、1万口当たりの費用明細が必要となるため、修正のうえ対応させていただきます。交付運用報告書につきましては、全ての投資信託において共通と認識しておりますので、規則上の手当ては必要ないものと考えます。</p>
223	<p>公社債12回分の運用報告書について、2014年12月はどのように作成すれば良いのか。</p>	<p>今回の改正において公募の投資信託で記載内容を変えているものではありませんので、今回規定している必要な要件を記載しておけば内容としては規定を満たしているものと考えております。</p>

*その他ご指摘頂いた箇所について、適宜、字句修正を行っております。貴重なご意見をいただきありがとうございました。